



I's 2019

～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～

平成 31 年 3 月
埼玉県教育委員会

現在、少子化や核家族化、情報技術の進展など、教育を取り巻く社会的環境は大きく変化しています。このような変化に対応しながら、学校はそれぞれの児童生徒の発達段階に応じた生徒指導を推進していくことが求められています。

平成18年度にいじめを苦にしたと思われる児童生徒の自殺が全国で発生し、大きな社会問題となりました。そのため、県教育委員会では平成19年度に教員用資料として、「いじめ対応ハンドブック I's」を作成しました。

この名称には、「あなたをいつも見守り (eye)、サイン (合図) を見逃さないよ」という児童生徒へのメッセージや、「愛情をもち、いじめに苦しむ児童生徒を救うのは私 (I) しかいない」という教職員の強い使命感が込められています。

その後平成24年度には、内容を改訂するとともに自殺や暴力行為の防止も追加した「生徒指導ハンドブック New I's」を発行しました。

これ以降、平成25年にはいじめ防止対策推進法の制定、平成28年には自殺対策基本法の改正等があり、学校はこれら法律等に基づく適切な対応が求められるようになっています。

そのため、県教育委員会では「生徒指導の方策検討委員会」を設置し、これまでの I's の精神を継承しつつ、いじめや自殺、暴力行為等に対応する際のポイントを改めてまとめた「I's 2019 ~いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック~」を作成しました。

このハンドブックは、

- ・ いじめ、自殺、暴力行為における具体的な事例と対応のポイント
- ・ 問題行動に対応する際の基本的な心構えや留意事項
- ・ 学校ですぐ活用できるアンケートやチェックリスト等

を掲載しているという特徴があります。

教職員の共通理解を図る際の説明資料として、学校での研修テキストとして、また対応に困った時の参考書として活用いただければと思います。

このハンドブックが、全ての教職員の生徒指導に関する意識や指導力向上の一助となることを祈念いたします。

平成31年3月

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

目 次

はじめに～問題行動への対応について～

1	生徒指導とは	1
2	問題行動に対する生徒指導の心構え	2
3	組織での対応と関係機関との連携	2
4	法律等に基づく対応	2
5	記録のファイリングの重要性	3
6	初期対応の重要性	3

第1章 いじめ防止について

1	基本的な心構え	5
2	いじめに関する事例と対応のポイント	6
	事例1 金銭等を要求される	6
	事例2 ネットでの書き込み	8
	事例3 部活動でのトラブル	10
3	いじめ防止対策推進法	12
	(1) いじめの定義	12
	(2) いじめの疑いがある場合の措置	13
	(3) いじめの防止等の対策のための組織	13
	(4) 学校いじめ防止基本方針	14
	(5) いじめ重大事態	16
4	いじめを認知した際の具体的対応	17
	(1) いじめの訴えの適切な把握	17
	(2) 組織での対応方針の検討	18
	(3) 適切な事実確認	19
	事実確認聴き取り記録用紙（例）	20
	(4) 組織での指導方針の検討	22
	(5) 被害児童生徒等への適切な情報提供と加害児童生徒等への対応	22
	(6) 解消までの見守り	23
5	ネットいじめにおける対応の留意点	24
	(1) ネットいじめ対応の考え方	24
	(2) ネットいじめの特徴	24
	(3) 対応のポイント	24
	(4) 対応の例	24
6	早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案	26

7	いじめの早期発見	27
(1)	アンケート調査の具体的方法	27
	児童生徒用アンケート（例）	29
(2)	本人や保護者からの訴えによる発見	31
(3)	学級担任等による発見	31
	保護者用アンケート（例）	32
	家庭用いじめ発見チェックシート	33
	教職員用いじめ発見チェックシート	34
8	いじめの未然防止に向けた取組	36
(1)	いじめの未然防止	36
(2)	ネットいじめにおける未然防止	37
(3)	いじめに対する声かけの例	38

第2章 自殺防止について

1	基本的な心構え	39
2	自殺に関する事例と対応のポイント	40
	事例1 リストカット	40
	事例2 自殺念慮を打ち明けられた	42
3	自殺のサインを察知した際の具体的な対応	44
(1)	児童生徒が示す危険サイン	44
(2)	サインに気づいた際の対応の流れ	45
(3)	本人に寄り添った個人の対応（TALKの原則）	45
(4)	組織での情報共有・対応の検討	46
(5)	保護者との連携	47
(6)	関係機関との連携	48
4	自殺予防教育の推進	50
(1)	自殺対策基本法	50
(2)	命の大切さを実感できる教育	50
(3)	様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育	50
(4)	心の健康の保持に係る教育	51
(5)	自殺予防教育に関する教材・資料	51
5	自殺が起きてしまったときの対応	52
(1)	はじめに	52
(2)	情報の扱い	53
(3)	遺族への関わり	54
(4)	児童生徒への対応	54
(5)	保護者への説明	56
(6)	葬儀参列等	57
(7)	学校としての葬儀後の関わり	57
(8)	対応の簡易チェックリスト	58

第3章 暴力行為防止について

1	基本的な心構え	61
2	暴力行為に関する事例と対応のポイント	62
	事例1 暴言から金銭の要求、暴行へ	62
	事例2 担任の指導に激高し暴行	64
3	暴力行為が発生した際の具体的な対応	66
	(1) 暴力行為における初期対応	66
	(2) 警察との連携	66
	(3) 警察と連携した事例	68
	(4) 警察と連携する際のポイント	70
	(5) 個に応じた指導	72
	(6) 医療・福祉機関との連携	73
	(7) 児童虐待が疑われる場合の通告義務	74
4	暴力行為の未然防止に向けた取組	77
	(1) 教職員間での情報共有・共通認識	77
	(2) 問題行動等の防止を目的とした関係機関等によるネットワークの活用	77
	(3) 学習環境の整備	78
	学習環境等チェックリスト（例）	79
	(4) 暴力行為の未然防止のための取組例	80

第4章 関係機関との連携について

1	はじめに	83
	(1) 連携とは	83
	(2) 連携のポイント	83
2	関係機関との連携の全体像	84
3	主な関係機関と役割	85
4	関係機関一覧	88

資料編

1	個人向け相談窓口一覧	93
2	児童生徒への懲戒に関する関係法令等	96
3	生徒懲戒の適切な運用に関するチェックリスト	97
4	懲戒と体罰の区別について	98
5	学校と警察署との連絡等に関する協定書	100

コラム

生徒間トラブル？	13
問題を軽視することなく迅速に対応するために	14
いじめられる側にも問題がある？	18
「いじめ」という言葉を使わない指導	23
謝罪の場は必ず設定すべき？	25
アンケート調査の保存期間	28
「親に内緒にしてほしい」と言わされたら？	46
自傷する児童生徒への対応	49
遺族に「事故死として扱う」と言わされたら？	54
心と身体の健康調査	60
警察との連携を考える際の二つの視点	67
告発義務	69
学校と警察との連携の一つの鍵「被害届」	71
高等学校における生徒への懲戒の適切な運用について	73
要保護児童対策地域協議会とは	76
特別支援学校のセンター的機能	87

はじめに ~問題行動への対応について~

1 生徒指導とは

生徒指導とは、社会の中で自分らしく生きることができる大人へと児童生徒が育つよう、その成長・発達を促したり支えたりする働きかけの総称です。

- ・ 児童生徒が自発的かつ主体的に自己を成長させていく過程を、支援する。
- ・ 集団や社会の一員として自己実現を図っていく大人へと育つよう、促す。

こうした働きかけのことを、生徒指導と呼んでいます。

一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒が自ら自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、生徒指導の一層の充実を図っていくことが必要です。

生徒指導は学校の教育目標を達成するうえで重要な機能を果たすものであり、学習指導と同様に学校教育において重要な意義を持つものです。

学校の様々な場面で行われる働きかけの多くは生徒指導です。例えば

- ・ 登下校時や始業時・終業時のあいさつなどを促す。(コミュニケーション)
- ・ 始業とともに着席する、正しい姿勢で机に向かって学習する、他者の話に耳を傾ける、自ら積極的に考え発言することなどについて指導する。(礼節)
- ・ 友人関係について考えてみたり、異なる学年や世代の人と積極的に交流したりする機会や場を与えて進んで活動させる。(体験)
- ・ 他人に迷惑をかけるような行為を行ってしまう児童生徒に向き合い、学校や社会にうまく適応が図れるよう配慮する。(問題行動等への対応)
- ・ 自分自身について悩んだり、人間関係に傷ついたりした児童生徒を受けとめ、次の一步を踏み出せるよう支えていく。(教育相談)

など、普段から当たり前のように行っている児童生徒への働きかけのほとんどは、実は生徒指導にあたります。

そのため、これら生徒指導を行う際には、

「児童生徒の成長・発達を促したり支えたりする意図でなされる働きかけ」という明確な自覚を持ち、適切に行っていくことが大切です。

2 問題行動に対する生徒指導の心構え

いじめや暴力行為等の問題行動への対応なども、もちろん生徒指導にあたります。その際にも、自己実現や社会性の獲得を促す働きかけが重要です。例えば以下のようなものがそれにあたります。

- ・ほかの児童生徒の学習を妨げたり、学級や学校の約束を守らなかつたりした際には毅然とした態度で注意し、「悪いことは悪い」と伝える。
- ・自他に対して危害をもたらすような行為について知らせ、問題を回避できるよう促す。

※国立教育政策研究所 生徒指導リーフ1 「生徒指導って、何?」より

問題行動については、それを起こす児童生徒一人一人についての理解の深化を図ることが大切です。それぞれの能力・適性、興味関心はもちろん、家庭環境など、児童生徒が起こす問題行動の背景に目を向けることが必要となります。

3 組織での対応と関係機関との連携

問題行動の対応の際、特定の教職員が情報を抱え込み、組織に報告しなかつたことで、後にトラブルとなる例が見受けられます。

また、児童生徒が抱える課題とその原因・背景の多様化等に伴い、学校だけで解決することが困難な事案も増加しています。

問題を個人で抱えることなく、組織で情報を共有し、複数の視点から児童生徒の変化に対応できる体制を確立することが必要であるとともに、関係機関と連携し、個々の課題に対しきめ細かく支援や指導ができる体制を整えることも重要です。

4 法律等に基づく対応

問題行動に対する指導の際、法律や条例、規則等に基づいた対応がなされていないこと等から、児童生徒・保護者とトラブルになる場合があります。

例えば、児童生徒への懲戒については、学校教育法第11条では、

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

とあり、体罰は禁止されています。また学校教育法施行規則第26条では、

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当っては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

と定められており、教員が児童生徒に懲戒を加える際にも法律上の留意点があります(96ページ「児童生徒への懲戒に関する関係法令等」参照)。

また、平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法では、いじめに関する学校の義務等について定められていますが、いじめが発生した際、これに基づいた適切な対応がなされなかつたことで教員が懲戒処分となった事例もあります。

生徒指導に携わるすべての教職員が、リーガルマインド(法的教養)を備え適切に対応することが必要です。

5 記録のファイリングの重要性

問題行動に対する指導については、対応の記録を残し、事例の経過について学校が組織で共有し、管理職を始め全教職員が確認できるようにしておくことが重要です。

些細な事案、疑わしき事案、初期の事案等についても普段から記録し、組織で管理し、活用する体制を日頃から構築しておくことで、保護者への説明等が必要な際にも、記録を組織で活用できるようになります。

「いつ、どこで、誰が、誰に対して、何を、どのように」等、5W1Hを整理し、また、その場での指導や対応、児童生徒がどのように話したか等がわかるよう、あらかじめ記録の様式を定めておくことも考えられます。

記録の際は、推測や主観は交えず事実のみを正確に記載すること、組織に報告のあつた事案については事実確認と組織の判断、指導・対応等を記載しておくことも大切です。

6 初期対応の重要性

問題行動に対応する際、迅速かつ丁寧な初期対応を組織的に行うことで、問題の解決が可能になります。反対に、初期の対応に丁寧さを欠き、迅速かつ組織的な対応をしなかったことで、問題が解決せず、むしろ大きくなることもあります。

全ての教職員は、適切な初期対応がどういうものかということについて、日頃から留意しておくことが必要です。

児童生徒の問題行動について、最初に発見したり、相談を受けたりするのは、担任や部活動顧問等、個人の場合が多くなりますが、その際の心がけとして以下は必ず押さえておきたいものです。

個人で対応する際のポイント

- ・ 小さなサインを見逃さない
- ・ その場での指導の中で、正確な実態把握に努める
- ・ 個人で抱えず、速やかに情報を組織で共有し、組織で対応を検討する

大したことではないように見える事案でも、児童生徒や保護者の言動等、気になることがあった場合には、学年会等の会議で報告し、組織で情報を共有しておくことが、後のトラブル防止にもつながります。組織で対応する際のポイントを以下に挙げます。

組織で対応する際のポイント

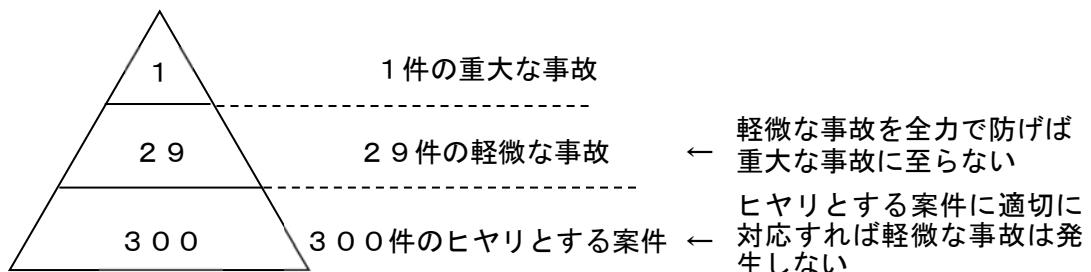
- ・ 問題行動の内容や、児童生徒・保護者からの訴えを正確かつ具体的に把握する。
- ・ 必要な対応を検討し適切に実施する。
- ・ 結果を本人や保護者に伝えるとともに、学校として必要な生徒指導を行う。

他にも、例えば休日直前に起きた出来事について迅速に対応せず、翌週まで放置してしまったことで、トラブルが大きくなってしまうこと等があります。**生徒指導上の問題**については、決して先送りすることなく、可能な限り迅速に対応することが肝心です。

以下、初期対応の際の考え方として覚えておきたいものを挙げます。

○ ハインリッヒの法則

1件の重大な事故の背景には29件の軽微な事故、さらにその背景には300件のヒヤリとする案件があるといいます。重大な事故の発生を防ぐためには、ささいなミスや不注意などを見逃さず、その時点で対策を講じることが必要です。



○ 割れ窓理論

割れた窓を放置していると、その建物は管理されていないと思われ、ごみが捨てられ、地域の環境が悪化し、凶惡な犯罪が多発するという理論です。

床が汚れていたり、物が破損したままになっていたりという小さな乱れを放置していると、やがて教室や学校全体の乱れにつながっていくこともあります。

○ プロアクティブの原則

危機管理、特に災害対応に関して用いられる考え方のことで、3つの原則から成り立っています。

- ① 疑わしいときは行動せよ
- ② 最悪の事態を想定して行動せよ
- ③ 空振りは許されるが見逃しは許されない

○ 生徒指導の「さしすせそ」

生徒指導に限らず、危機管理の際に心がけたいものです。

〈心構えとして〉

さ：最悪の事態を想定して
し：慎重に
す：素早く
せ：誠意を持って
そ：組織をあげて対応する

〈行動の指標として〉

さ：最初の対応を慎重かつ素早く的確に行う
し：指揮系統をはっきりさせる
す：推測で動かず正確な情報を得て経過を記録する
せ：戦略と戦術に長ける
そ：組織の役割を明確にする

第1章 いじめ防止について

1 基本的な心構え

○ いじめの情報は個人で抱えず組織で対応する

いじめ被害の訴えを児童生徒や保護者から最初に受けるのは、担任や相談員、部活動顧問などの「個人」であることがほとんどです。

その際、その情報を一人で抱え込み、解決を図ろうとした結果、対応が失敗し、問題が大きくなることがあります。

いじめ防止対策推進法においては、いじめの問題は全て組織で対応することとされています。いじめの情報をキャッチした場合には、一人で抱え込み解決を図ろうとするのではなく、学年主任や生徒指導主任等を通じて管理職にまで情報をあげるなど、学校のいじめ防止対策組織で情報を共有し、組織で対応することが必要です。

○ いじめ被害を訴えた児童生徒やその保護者に寄り添う

いじめの訴えがあっても、「この程度のこととはいじめではない」、「友人間のトラブルである」と教職員が個人で判断をしてしまい、結果として問題が大きくなってしまうケースがあります。被害児童生徒が苦痛を訴えていれば、いじめの疑いに該当するとらえることが大切です。

心構えとして、いじめを訴えた児童生徒やその保護者の気持ちに寄り添うことが肝心であり、その訴えをきちんと把握した上で、必要な事実確認や調査などを行うことが求められます。

訴えのあつたいじめについて、その行為が実際に事実として行われたのかどうか、どのような内容であったかということを組織としてきちんと確認した上で、児童生徒や保護者に伝えることが必要です。

○ 情報を正確に記録する

情報を共有する際、ただ漠然と情報をまとめて、情報の有用度は低くなります。また、対応が長期に渡ったり、再発したり、対応した教職員が異動になったりすることもあります。対応に一貫性を持たせるためにも、「いつ」「どこで」「誰が（誰に）」「何を」「なぜ」「どのように」など、5W1Hに沿って時系列に正確な情報を記録する必要があります。またその際、推測や主観を交えず事実のみを記載することが大切です。

2 いじめに関する事例と対応のポイント

事例1 金銭等を要求される

Aは、クラスで4人組のグループに属しており、放課後に待ち合わせをして一緒に下校したり、休日に遊びに行ったりしていた。

ある日、Aは担任に、「他の3人と一緒にいたくない。」と言ってきた。担任がAに理由を聴いてみたところ、次のような答えが返ってきた。

「3人とは5月ぐらいから仲良くなって、一緒に下校したり、遊びに行ったりするようになった。一緒に遊びに行った時に何度か菓子や飲み物などをおごってあげたが、そのうち3人の要求は段々エスカレートして、今では無断で親の財布から1万円を持ち出すようになってしまった。そのようなことが数ヶ月続いている。もう嫌だ。」



このような事例の対応のポイントは何でしょうか？

2 いじめに関する事例と対応のポイント

事例1への対応のポイント

- 「いじめ重大事態」の可能性があると捉えて対応する。
- 法にのっとり、組織で適切に対応する。

この事例は法律上のいじめに当たると考えられます。さらに、金品を取られていたとなると、「いじめ重大事態」に当たる可能性が考えられます。法にのつった適切な対応が必要です。

具体的対応

- いじめの訴えの適切な把握
 - ・被害児童生徒への聴き取り → 17 ページ
- いじめ防止のための組織の招集と対応方針の検討
 - ・対応方針の検討と被害児童生徒・保護者への説明 → 18 ページ
 - ・重大事態を視野に入れた対応 → 16 ページ
- 金銭被害に対する対応
 - ・警察との連携を検討 → 26 ページ
- 適切な事実確認
 - ・事実確認の方法の検討 → 19 ページ
 - ・アンケート実施の有無・内容の検討 → 19 ページ
 - ・加害児童生徒への聴き取り → 19 ページ
 - ・周辺児童生徒への聴き取り → 19 ページ
- 被害児童生徒・保護者との適時適切な情報共有
 - ・被害児童生徒に寄り添った対応 → 17・22 ページ
 - ・保護者への説明 → 18・22 ページ
- 加害児童生徒・保護者への対応
 - ・加害児童生徒への指導方針の検討 → 22 ページ
 - ・被害児童生徒との関係修復 → 23 ページ
 - ・保護者への説明と協力の要請 → 22 ページ
- 被害児童生徒の見守り
 - ・解消までの見守り → 23 ページ

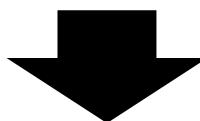
2 いじめに関する事例と対応のポイント

事例2 ネットでの書き込み

Aは活発で明るく、人当たりのいい性格である。行事等でもクラスメイトを引っ張り、担任からも頼りにされている存在である。

ある日、遠足の班決めなどの話し合いがAを中心に行われた。人間関係をめぐって話し合いは難航し、班はなかなか決まらなかつたが、Aがその場をとりなして、何とか決めることができた。バスの中でのレクリエーション決めでは、クラスの意見は真っ二つに分かれたが、これもAが意見を取りまとめて決定した。

遠足は無事に終わったが、その後少し経ってAは学校を休むようになった。担任が家庭に連絡をしても、Aが休むようになった理由は分からなかつたが、1週間ほどして、クラスメイトが担任に、「あるクラスメイトが、遠足の話し合いのことが不満だったらしく、ネット上にAの写真を掲載したり、『Aウザい』と書き込んだりしている。そのことをAに伝えたら、休みがちになってしまった。どうしたらいいのか。」と相談してきた。



このような事例の対応のポイントは何でしょうか？

2 いじめに関する事例と対応のポイント

事例2への対応のポイント

- ネットいじめとして適切な初期対応を行う。
- 「不登校重大事態」を見据えて対応する。

この事例はネットいじめの可能性があると考えられます。ネットいじめとしての適切な初期対応をしなくてはなりません。さらに、「不登校重大事態」を見据えて対応する必要があります。

具体的対応

- いじめの訴えの適切な把握
 - ・被害児童生徒への聴き取り → 17 ページ
 - ・書き込み等の確認 → 24 ページ
- いじめ防止のための組織の招集と対応方針の検討
 - ・ネットいじめとしての対応 → 24 ページ
 - ・対応方針の検討と被害児童生徒等への説明 → 18 ページ
 - ・重大事態を視野に入れた対応 → 16 ページ
- 適切な事実確認
 - ・事実確認の方法の検討 → 19 ページ
 - ・アンケート実施の有無・内容の検討 → 19 ページ
 - ・加害児童生徒への聴き取り → 19 ページ
 - ・周辺児童生徒への聴き取り → 19 ページ
 - ・証拠の保全 → 24 ページ
- 被害児童生徒・保護者との適時適切な情報共有
 - ・被害児童生徒に寄り添った対応 → 17・22 ページ
 - ・保護者への説明 → 18・22 ページ
- 加害児童生徒・保護者への対応
 - ・加害児童生徒への指導方針の検討 → 22 ページ
 - ・被害児童生徒との関係修復 → 23 ページ
 - ・保護者への説明と協力の要請 → 22 ページ
- 周辺児童生徒への対応
 - ・拡散した情報への対応 → 24 ページ
- 被害児童生徒の見守り
 - ・解消までの見守り → 23 ページ

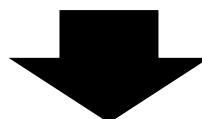
2 いじめに関する事例と対応のポイント

事例3 部活動でのトラブル

サッカー部の部長であるAは、リーダーシップがあり、チーム全体のことによく考えて部を引っ張っていた。なかでも下級生であるBの活躍を期待し、日頃からアドバイスなどの声掛けをしていた。

ある日、Bは練習中に、自らの技術を自慢し、チームワークを乱すような行動を取った。Aは、Bの自分勝手な行動を注意し、その後はBがチームワークを乱すことなくその日の練習が終わった。

翌日からBは部活動を欠席するようになった。1週間後、Bの母親から、「1週間前に部長のAから強い言葉で責められ、Bは怖くて部活動に参加できないと言っている。これはいじめではないか。」という訴えがあった。



このような事例の対応のポイントは何でしょうか？

2 いじめに関する事例と対応のポイント

事例3への対応のポイント

- いじめの可能性があると捉えて対応する
- 「部員同士のトラブルで、いじめにはあたらない」と決めつけない。

Aの強い言葉にBが苦痛を感じ、部活動に参加できなくなった事例ですが、Aに悪意がなくても、いじめの定義に照らした場合、この事例はいじめに当たると考えられるところから、いじめを否定せず、Bに寄り添った対応をすることが大切となります。

具体的対応

- いじめの訴えの適切な把握
 - ・被害児童生徒への聴き取り → 17 ページ
- いじめ防止のための組織の招集と対応方針の検討
 - ・対応方針の検討と被害児童生徒等への説明 → 18 ページ
- 適切な事実確認
 - ・事実確認の方法の検討 → 19 ページ
 - ・アンケート実施の有無・内容の検討 → 19 ページ
 - ・加害児童生徒への聴き取り → 19 ページ
 - ・周辺児童生徒への聴き取り → 19 ページ
- 被害児童生徒・保護者との適時適切な情報共有
 - ・被害児童生徒に寄り添う姿勢 → 17・22 ページ
 - ・保護者への説明 → 18・22 ページ
- 加害児童生徒・保護者への対応
 - ・加害児童生徒への指導方針の検討 → 22 ページ
 - ・「いじめ」という言葉を使わない指導 → 23 ページ
 - ・被害児童生徒との関係修復 → 23 ページ
 - ・保護者への説明と協力の要請 → 22 ページ
- 被害児童生徒の見守り
 - ・解消までの見守り → 23 ページ

3 いじめ防止対策推進法

3 いじめ防止対策推進法

いじめは決して許されることではありません。いじめから児童生徒を守るために、学校は一丸となって対応することが重要です。「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）は、平成24年に大津市での中学生の自殺事案が報道され、その後教育再生実行会議で「社会総がかりでいじめに對峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」と提言されたことを受け、平成25年に施行されました。教職員は、法の内容等を十分に理解し、適切に対応しなければいけません。

（1）いじめの定義

法の第2条では、次の通りいじめについて定義されています。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

つまり、下記の①～④をすべて満たす事象が、法律上のいじめに該当します。

- ① 行為をした者（甲）も行為の対象となった者（乙）も児童生徒であること
- ② 甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ 甲が乙に対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること

心理的・物理的な影響を与える行為により、対象となった児童生徒が苦痛を感じれば、法律上のいじめに該当します。法律上のいじめは、下図に示すとおり極めて広範な概念であり、被害児童生徒に寄り添ったものであると言えます。

法律上のいじめ

社会通念上のいじめ

誰もが重篤な事態と確認するであろう深刻な事案

※ 本人が心身の苦痛を感じていることを認めない場合や、自ら判断・説明ができない場合、本人が加害行為の存在を知らない場合なども、いじめの可能性があるものとして慎重に対応することが大切です。

総務省の平成30年3月「いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告」では、いじめ認知の判断基準として「継続性があるかどうか」「集団性があるかどうか」

3 いじめ防止対策推進法

など、法の定義とは別の要素により限定的に解釈したために、いじめと認知しなかった例があるとされています。

そのような判断が初期対応の遅れを招き、結果として問題を大きくしてしまうこともあります。法律上のいじめの定義を正しく理解することが大切です。

コラム

生徒間トラブル？

「これはいじめではなく、ただの生徒間トラブルです。」という表現を耳にすることがあります。このような表現を安易に使うのは避けるべきでしょう。

「生徒間でトラブルがあった」ということは、「何らかの行為があった」ということを認めていることになると思いますが、その行為により児童生徒が苦痛を感じていれば、法律上のいじめに当たることとなります。

けんかや悪口、仲間外れや嫌がらせなど、児童生徒同士のいざこざから深刻ないじめに発展することがあります。「これはけんか」「これは人間関係のもつれ」といった先入観を持たず、被害児童生徒が苦痛を感じているか、影響を与える何らかの行為が実際にあったのかなど、法にのっとって客観的に判断しましょう。

(2) いじめの疑いがある場合の措置

法の第23条「いじめに対する措置」では、次のように定められています。

学校は、前項の規定による通報を受けたときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

学校は、児童生徒・保護者等からいじめの訴えがあったとき、アンケートなどでいじめの訴えを把握したときには、いじめの疑いがあるものとして捉えることが重要です。

そして、学校が組織としていじめの事実の有無を確認し、その結果を学校の設置者に報告する必要があります。

いじめの訴えがあったときの対応のポイント

- 「いじめではない」と否定せず、疑いがあるものとして捉える。
- 学校が組織として、いじめの事実の有無を確認する。
- 結果を学校の設置者に報告する。

(3) いじめの防止等の対策のための組織

法の第22条では、いじめ問題に対し組織で対応することの必要性を定めています。

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

3 いじめ防止対策推進法

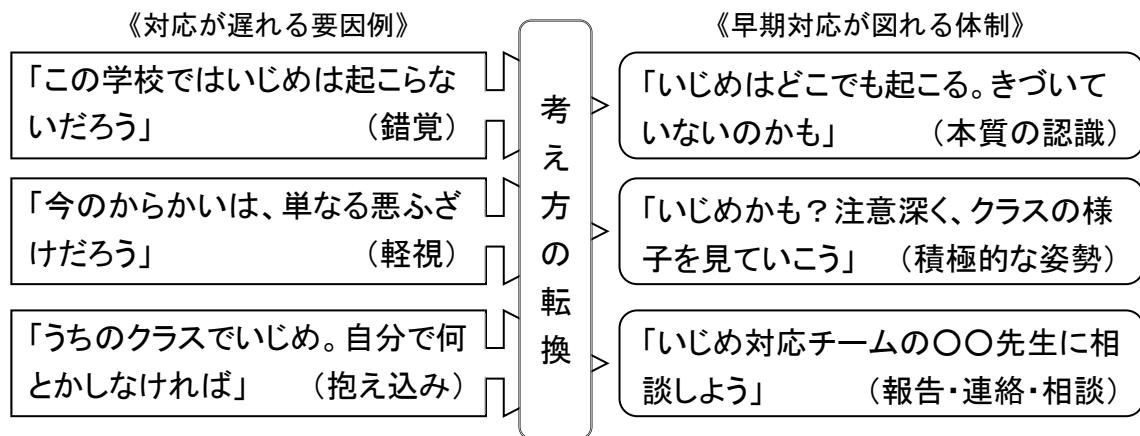
過去には他県において、生徒が担任と交換するノートに自殺をほのめかす記述をしていたにもかかわらず、担任の個人対応にとどまり、学校での情報共有ができていなかつたというケースも報道されています。

学級担任や部活動顧問等、いじめを受けた児童生徒の身近な教職員が、いじめの訴えを抱え込むことなく、法にのっとって、いじめ防止等の対策のための組織を活用し、速やかに組織的対応をしなければなりません。このことは、文部科学省の27初児生第20号「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1360770.htm）」でも強調されています。

コラム

問題を軽視することなく迅速に対応するために

迅速な対応が遅れる場合の一例です。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組みます。



兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」より

(4) 学校いじめ防止基本方針

法の第13条には、各学校における、いじめ防止基本方針の策定の義務について述べられています。

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定しなければなりません。国が策定したいじめ防止基本方針、地方公共団体が策定した地方いじめ防止基本方針を参考にし、自校の児童生徒の実情を踏まえ、いじめ防止のための取組、早期発見・事案対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを内容とする基本方針を策定します。

この学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止のための年間計画を立て、全教職員で共通理解を図り、実行することが大切です。また、毎年見直しを図ることや、ホームページ上で公開するなど広く周知することが重要です。

次に、年間計画の例と作成のポイントを示します。

3 いじめ防止対策推進法

いじめ防止年間計画（高等学校の例）

時期	活動計画	活動内容	ポイント
4月	【職】：校内研修	・指導方針の周知徹底	・法規関係の周知
	【生】：クラス開き	・クラス目標の設定	・いじめを許さない姿勢
	【保】：保護者会	・いじめ防止基本方針の説明	・子供を守り抜く姿勢
5月	【生】：アンケートの実施①	・いじめの早期発見	・職員間の情報共有
	【保】：PTA総会	・学校の取組の説明	・家庭の協力
6月	【生】：二者面談	・学校生活への不安等の聴き取り	・些細なことも拾い上げる
7月	【生】：アンケートの実施②	・学期末でのいじめの実態把握	・迅速な対応
	【生】：校長、生徒指導主任講話	・夏季休業中の生活の注意喚起	・タイムリーな内容
	【保】：保護者通知の配布	・夏季休業中の生活の注意喚起	・具体的な内容
8月	【生保】：三者面談	・1学期の学校生活の振り返り	・保護者との情報共有
	【職】：校内研修	・いじめ関連法令を学ぶ	・早期発見に繋げる
9月	【保】：学校だよりの発行	・子供の変化への注意喚起	・共に子供を守る姿勢
	【生】：文化祭	・助け合い、思いやる心の涵養	・協力し、互いを認め合う
10月	【生】：体育祭	・助け合い、思いやる心の涵養	・協力し、互いを認め合う
	【生】：二者面談	・学校生活への不安等の聴き取り	・些細なことも拾い上げる
11月	【生】：非行防止教室	・外部講師による講演	・自らに引き付けて考える
	【生】：生徒会いじめ撲滅週間	・生徒たち自身の意識の高揚	・積極的な姿勢
12月	【生】：アンケートの実施③	・学期末でのいじめの実態把握	・迅速な対応
	【保】：保護者アンケート実施	・保護者からの情報提供	・保護者との情報共有
	【生】：校長、生徒指導主任講話	・冬季休業中の生活の注意喚起	・タイムリーな内容
1月	【生】：二者面談	・学校生活への不安等の聴き取り	・些細なことも拾い上げる
2月	【職】：校内研修	・いじめ事例研究	・適切な対応を学ぶ
3月	【生】：校長、生徒指導主任講話	・学年末・春季休業中の注意喚起	・タイムリーな内容
	【保】：学校だよりの発行	・年間の対応報告等	・1年間を振り返る
	【職】：職員会議	・1年間の総括と次年度への課題	・次年度への申し送り

【生】：生徒 【保】：保護者 【職】：職員

年間計画作成のポイント

- ・ 年間を通じいじめの防止等の対策のための組織の活動を具体的に記載する。
- ・ 誰を対象に、どんな活動を行うか等を検討する。
- ・ 児童生徒や保護者の意見を聴きながら作成し、適切に周知・公表する。
- ・ 児童生徒の発達段階に応じ、道徳教育、人権及び法令の遵守に関する教育、体験活動等の充実等を計画的に実施する。
- ・ アンケートの実施、相談窓口の周知など、適切な時期に盛り込む。
- ・ 職員研修の複数回実施、外部講師による講演の実施等を計画する。
- ・ 児童生徒による主体的な啓発活動等を盛り込む。
- ・ いじめ発生時の児童生徒に対する指導等の手続きを定め、周知する。

3 いじめ防止対策推進法

(5) いじめ重大事態

法の第28条において「いじめ重大事態」が規定されています。どのようなことが重大事態にあたるのか、よく理解しておくことが必要です。

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法第28条1項】

※ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

【いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）】

※ 二の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

【いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）】

※ いじめの事案で、被害児童生徒が学校を退学・転校した場合は、退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ適切な対応が必要である。

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）】

※ 不登校重大事態の調査については、学校が調査に当たることを原則とする。

【不登校重大事態に係る調査の指針（文部科学省）】

事実関係が確定した段階ではなく、疑いが生じた段階で、重大事態として対応しなければなりません。また、被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

重大事態については、教育委員会と連携を図り対応が必要です。

4 いじめを認知した際の具体的対応

学校はいじめを認知した際、いじめを受けた児童生徒を守り通すことが必要であり、いじめが疑われる事実を知りながらそれを放置したり、さらには助長したりすることはあってはなりません。

いじめが発生した場合の対応は、個々のケースで異なる場合もありますが、概ね以下の通りです。

- (1) いじめの訴えの適切な把握
- (2) 組織での対応方針の検討
- (3) 適切な事実確認（聴き取り・アンケート調査の実施等）
- (4) 組織での指導方針の検討
- (5) 被害児童生徒等への適切な情報提供と加害児童生徒等への対応
- (6) 解消までの見守り

※ 以下のような例では、警察との連携の必要性について、初期段階で判断することも大事です。

- ・ 暴力等により、けがを負わせられるなどの被害があるとき
- ・ 性的被害があるとき
- ・ 恐喝等により、金品に被害があるとき
- ・ 度を過ぎた誹謗中傷などにより、心理的な被害があるとき
- ・ インターネット上で悪質な嫌がらせ等の被害があるとき

このような場合、学校だけで対応することにより、その後の被害者感情が高まってしまう場合があります。学校だけでの対応では限界があるケースについて、初期に的確に判断し、必要に応じ警察に相談すること等が必要です（66 ページ「警察との連携」参照）。

(1) いじめの訴えの適切な把握

いじめの訴えがあったら、まずその内容を迅速かつ正確に把握することが必要です。被害児童生徒と保護者の気持ちに寄り添いながら、「いつ」「どこで」「だれに」「どんなことをされた」など、5W1Hに沿って聴き取りましょう。

その際、後に示すような聴き取り用紙を活用することで、組織として聴き取り事項が共有できます。本人だけでなく、保護者にも確認することが大切です。

ア 被害児童生徒への対応

まずは被害児童生徒のいじめの訴えを適切に把握しましょう。被害児童生徒に寄り添い支える態度で接します。秘密を守ること、被害児童生徒の安全確保に努めること、継続して支援すること等を約束し、被害児童生徒の不安を和らげましょう。

そのために、まずは、自分が関わる多くの児童生徒に対して、日頃から細かい気配りや声掛けを行い、信頼関係を築いておくことが重要です。

4 いじめを認知した際の具体的対応

イ 被害児童生徒の保護者への対応

初期対応が遅れたり、保護者との意思疎通が不十分であったりすると、早期解決が困難になり、事態が複雑化、深刻化してしまいます。保護者が児童生徒の一番の理解者であるということを念頭に置き、丁寧に情報提供をしましょう。また、家庭での様子など、保護者からの情報提供をお願いしましょう。

学校は、いじめを許容しない毅然とした姿勢を見せてることで、児童生徒と保護者の信頼関係を構築していきましょう。

いじめ訴え聞き取り記録用紙（例）

対象者	年 組 番	氏名		
記録者		聴き取り日時	年 月 日	●：●●～▲：▲▲
訴えたいこと				
具体的に	いつ	どこで	だれに	どんなことをされた
そのときの気持ち				

コラム

いじめられる側にも問題がある？

「いじめる側が悪いが、いじめられる側はいじめられる理由があるのだ。」というように、いじめられる側に責任を負わせることは、断じてあってはなりません。問題はいじめる側にあります。

児童生徒並びに保護者に対して「いじめは絶対に許されないこと。」を理解させ、なおかつ、いじめる側の複雑な心の屈折やストレス、成育歴等、いじめる側の背景にも目を向け、総合的に理解した上で指導することが再発防止のためにも重要となります。

（2）組織での対応方針の検討

被害児童生徒の相談の窓口になることが多い担任や顧問が、個人で解決しようとすると、対応が遅くなったり、事態が深刻化したりしてしまいます。組織で情報を共有し、対応方針を検討しましょう。

まず、いじめの訴えを組織で適切に把握した上で、訴えのあった具体的ないじめ行為を整理し、その行為の有無をどのように確認していくかを検討します。

4 いじめを認知した際の具体的対応

(3) 適切な事実確認

いじめの訴えがあったら、組織として迅速に事実確認を行いますが、ポイントを押さないと効果が出ず、逆効果になることもあるので注意しましょう。

事案にもよりますが、事実確認の方法として、以下のものが考えられます。

- ・ いじめに関する状況や資料の確認
- ・ アンケート調査
- ・ 聴き取り調査

ア いじめに関する状況や資料の確認

例えば、殴られたのであれば怪我の状況等、悪口等を書かれたのであればその物等を確認し、写真やコピーなど記録を残すことが大切です。特にネットいじめ等、情報を消去される前に内容を写真やスクリーンショットとして保存しておくことが必要です。

イ アンケート調査

事実確認のためのアンケートを実施する際は、事案に応じ、どのようなアンケートを取るのが最適か検討することが大切です。また事案によっては、実施方法を被害児童生徒と保護者に確認し、了承を得てから行うという手続きが必要な場合もあります。

事実確認のためのアンケート調査のポイント

- ・ 調査の対象（被害児童生徒の氏名）を明記するかどうかを検討する
- ・ 記名式にするか無記名式にするかを検討する（併用も考えられる）
- ・ アンケート実施の範囲を検討する（関係児童生徒のみに実施するのか、集団全体に実施するのかなど）
- ・ 事実の聞き取りを行うのか、理由の聞き取りを行うのか等明確にしておく

ウ 聴き取り調査

聞き取り調査を行う際は、聞き取り用紙を準備するなどして、組織として何をどのように確認するか、聞き取り事項をあらかじめ共有します。

また、例えば部活動内でのいじめをその部活動の顧問が聞き取った結果、被害児童生徒等が不信感を抱く可能性もありますので、聞き取りの人選にも配慮が必要です。

複数名に聞き取る場合は、個別に別室で同時にを行い、組織で情報共有、情報のすり合わせを行い、確認内容が一致するまで繰り返します。さらに、これらの一連の流れを時系列で対応記録として残しましょう。

聞き取り調査のポイント

- ・ 何をどのように聞き取るかをあらかじめ整理する
- ・ どのような体制で聞き取りを行うか計画する
- ・ 聞き取った結果を共有し、さらに必要な確認を行う

4 いじめを認知した際の具体的対応

事実確認聞き取り記録用紙（例）

対象者	年 組 番		氏名	
記録者		聴き取り 日時	年 月 日	●：●●～▲：▲▲
確認したいこと				
具体的に	いつ	どこで	だれが・だれに	どんなことをした／見た／聞いた
<p>【状況】※ 場所の見取り図、人物の配置図など、できるだけ詳細に図示する</p>				
(行為が確認された場合) その理由				

聞き取りの対応例（複数の児童生徒に聞き取りを行う場合）

① 聽き取り（一回目）

↓ 個別に呼び、それぞれ別室で、同時に聞き取りを行います。聞き取り記録用紙などを用いて、質問する内容が統一されるようにしましょう。

↓ その際、たとえば仲間同士がメール等で連絡を取り合うことのないように注意します。

② 聽き取り結果の共有

↓ 聆き取った内容を集約し、共有します。集約の間、児童生徒はその場に待機させます。

③ 聽き取り（二回目）

↓ 一回目の各児童生徒への聞き取り内容に食い違いがあれば、その点について再度聞き取りを行います。内容が一致するまで繰り返します。

4 いじめを認知した際の具体的対応

工. 事例に基づく事実確認の際の留意点

【事例】男子生徒Aが男子生徒Bと喧嘩したとの情報提供があった。

- ・ 昨日午後6時頃、駅前のコンビニエンスストア駐車場でAとBが喧嘩した。
 - ・ BがAの交際相手にAの悪口を言っていることを知り、AはBを呼び出した。
 - ・ 口論の末、Bが先に殴りかかり喧嘩になったが、その後Aが一方的に殴る状態になった。
- Aを呼び事実確認を行う際、どのような注意が必要か。

事実確認を行う前に

- ① 事実確認の前に、B及びB保護者の意向確認が必要である。Bが警察に被害届を提出している場合、Aへの事実確認は捜査の妨害になる可能性がある。学校は事実確認を行ってよいか、事前に警察に確認する必要がある。
- ② 「事情聴取」や「取調室」などの言葉は使わない。「事実確認」という表現、「相談室」などの施設名を用いる。
- ③ 事実確認を行う体制（教員数、時間、食事、トイレ等）について配慮する。

事実確認での質問の仕方の例

- ① 導入時に事実をいきなり聽かない。

- ・ 知っている事実を提示して聞き出すのではなく、記憶を喚起させる。
- ・ どうしても話さない場合は、少しづつ「昨日?」、「夕方?」などとヒントを与える。

× 昨日、コンビニの駐車場で他校の生徒と喧嘩したんだって？

○ 今日は何で呼ばれたかわかる？

- ② 「けんかの話だろ」などのキーワードが出てきても、いきなり事実を聞き出さない。ゆっくりと自分で認めさせる。

× なぜ、けんかなんかしたんだ？

○ けんかをしたのか？

- ③ 時間、場所などは具体的に聞き出す。

× コンビニは駅前の○○か？

○ コンビニの名前は？何店かわかる？

- ④ 概要の確認が出来てから、原因を聞いていく。

× で、何でそんなことしたの？

○ (概要を確認した後) 原因を教えてくれるかい？

4 いじめを認知した際の具体的対応

⑤ 直接見聞きしたのか、誰かに聴いたのか、思っているだけか（憶測）は、確実に確認する。

- ・ 「あいつが文句いったから」
- × 何て言ったの？
- 誰が、誰に、何て言ったの？

（その他）

- なるべく早く事実確認を行う。
- 先入観を持たずに行う。
- 記憶を思い出させるような質問をする。
- 分からないことは分からぬで良いと伝える。憶測で話をさせない。
- 矛盾点の追及は十分話を聴き出した後に行う。
- 生徒が話した内容を生徒自身に書かせ記録を残す。

（4）組織での指導方針の検討

聴き取った情報は組織で共有し、それを基に指導方針を検討します。以下のポイントを中心に検討することが重要です。

ア 加害児童生徒に対して

- ・ 指導の必要性、指導の内容
- ・ 保護者への説明と協力要請

イ 被害児童生徒に対して

- ・ 事実確認の内容についての情報提供の検討
- ・ 指導方針の説明方法
- ・ 再発防止等の検討

（5）被害児童生徒等への適切な情報提供と加害児童生徒等への対応

事実確認の結果や、学校としての対応方針について、被害児童生徒及びその保護者に適切な情報提供を行うことが必要です。被害児童生徒や保護者に寄り添う姿勢を示しながら、思いを傾聴することも大切です。

加害児童生徒に対しては、まず、自分の行った行為を振り返らせ、いじめは絶対にいけないことであるということを理解させることができます。加害児童生徒については、その非のみを責めるだけでなく、行為の背景に目を向け、再発防止に向けた継続的なケアをしていくという姿勢も重要です。

また、加害児童生徒の保護者に対しても適切な情報提供が必要です。保護者の立場を考え、事案に応じ、時には寄り添い、時には毅然とした態度で接することが大切です。保護者が児童生徒の一番の理解者であるということを念頭に置き、保護者に対して丁寧に理解を求め、学校と保護者が共通理解のもと児童生徒への指導を行えるよう働きかけましょう。

4 いじめを認知した際の具体的対応

加害児童生徒の保護者への対応例

- ① 家庭訪問等、直接話をする場を設定し、いじめの事実を知らせ、加害児童生徒本人にも再確認します。
- ② 学校の取組方針を伝え、保護者の協力を求めます。
- ③ 被害児童生徒の状況等を伝え、いじめという事態の重大さを認識してもらいます。
- ④ 加害状況の共通認識と今後の対応への協力を得ます。
- ⑤ いじめは許されるものではないという毅然とした姿勢を維持します。
- ⑥ 対応経過をこまめに伝えるとともに、児童生徒の様子等について家庭からの情報提供を依頼します。
- ⑦ 専門機関との連携も視野に入れておきます。

コラム「いじめ」という言葉を使わない指導

文部科学省の「いじめ防止基本方針」には以下の通り記載されています。

いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

法律で定義されたいじめの概念は広範に渡るため、いじめの認知と、それに対してどのような指導が必要かということは分けて考えることができます。

加害児童生徒が良かれと思って行った行為が、結果として他人を傷つけてしまったというような場合、その全てについて「これはいじめだからいけないことだ。」と加害児童生徒に指導することが良いとは限りません。あえて「いじめ」という言葉を使わず、具体的な言動に対して「その行為が他人を傷つけている」と諭す等、他人を大切にすることを考えさせる指導も必要です。

(6) 解消までの見守り

いじめは、謝罪したから解消されたと安易には言えません。いじめが解消している状態とは、少なくとも以下の二点が満たされている必要があります。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること
※「相当の期間」とは、少なくとも3か月を目安とする
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

これらを満たした状態になっても、再発の可能性を踏まえ、被害児童生徒の心のケアと見守りを行う必要があります。

5 ネットいじめにおける対応の留意点

(1) ネットいじめ対応の考え方

ネットいじめは、他のいじめに比べて大人の目に留まりにくいという特徴があります。しかし、ネット上に文字や画像等が残り、児童生徒が心に受けるダメージも消えず、気付いた時には事態が深刻化している場合もあります。

また、ネットでの書き込みが炎上し、瞬く間にネット上でまとめられ、個人情報がさらされ、結果として学校にも問い合わせが入ったりするなどの影響が及ぶこともあります。ひとたびそのような状態になると、収束させるのは容易ではありません。ネットいじめやネットトラブルについては、何よりも日頃からの未然防止の取組が重要です。

さらに、犯罪性が考えられたり、学校だけでは対応が困難だったりする場合には、早い段階で警察等関係機関への相談を検討することも必要です。

(2) ネットいじめの特徴

インターネットは便利である一方、いじめの道具になってしまう場合もあります。暴力などの目に見える被害と違い、見えにくく、精神的な被害となります。決して軽んじることがないように対応しなければなりません。

ネットいじめの特徴

- 匿名性が高く、容易に書き込みができる、被害者にも加害者にもなりうる。
- ネットに挙げられたデータは複製等が容易で、拡散が早く、完全な削除は難しい。そのため、いじめの影響が深く長く残り続ける可能性がある。
- 児童生徒のネットの利用状況について、保護者や教職員による把握が難しい場合があり、ネット上で行われているいじめに気付きにくい。

(3) 対応のポイント

通常のいじめと同様、組織として対応することになりますが、上記のような特徴から、より迅速かつ適切な対応が求められます。

対応のポイント

- 組織のメンバーの中に、ネットに詳しい人がいることが望ましい。
- 全体像がつかみづらい場合もあり、内容をよく整理しながら確認をする。
- 証拠保全として画像データ等の記録を取っておく。
- 必要な場合、書き込みの削除依頼等を行う。

(4) 対応の例

- ① 被害児童生徒からいじめの証拠となる情報を確認します。使用されたアプリ、アカウント等を基に事実確認を行います。確認した事項は時系列で記録をし、画像データとして証拠保全を行います。
- ② 速やかに組織を招集し、対応方針を確認します。被害児童生徒の保護者に対しても説明を行います。

5 ネットいじめにおける対応の留意点

- ③ 事実確認を行い、結果を児童生徒や保護者に情報提供します。

加害児童生徒が特定できている場合

- 他人が「なりすまし」を行って書き込んでいる場合もあるので、慎重に聴き取りを行います。
- 加害児童生徒に対して、いじめは許されない行為であることを理解させるとともに、児童生徒の背景に注意しながら指導します。
- 加害児童生徒の保護者に対する説明をするとともに、家庭における児童生徒の様子等の情報提供を依頼します。

加害児童生徒が特定できていない場合

- アンケートの内容、方法等を検討します。
- 学校全体、学年、クラスに対して、いじめは許されない行為であることや被害児童生徒の苦しみを理解させます。
- ネットいじめは「名誉棄損」や「侮辱」といった法律に触れる可能性があることを説明し、理解させます。

※ 次ページ参照

- ④ 児童生徒に対し、拡散した情報の削除をさせます。
 ⑤ 必要に応じ、ネットサービスの運営会社に情報の削除を依頼します。その際は、本人、または保護者から依頼をするのが基本ですが、場合によっては教職員が補助をするなど、寄り添った対応を心がけます。
 ⑥ 教育相談担当の教員やSCを活用して、被害児童生徒の心のケアに努めます。

コラム

謝罪の場は必ず設定すべき?

生徒指導に際し、関係修復のための謝罪は大切ですが、場の設定には慎重な対応が必要です。

被害児童生徒や保護者が必ずしも謝罪を望んでいるとは限らず、また加害児童生徒とは極力関わらず学校生活を送りたいと思う場合もありますので、その気持ちに寄り添い、謝罪の場の設定について意向等をよく確認しましょう。

また、加害児童生徒に自発的な謝罪の意志があるかどうか確認しておくことも大切です。形ばかりの中途半端な謝罪が、かえって事態をこじらせてしまうという事例もありますので、加害児童生徒に対しては謝罪の意味をよく考えさせる等の指導が必要です。謝罪文を渡すような状況になった場合にも、その内容について事前によく確認しておくことが考えられます。

6 早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案

6 早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案

いじめ行為の中には、犯罪行為として罪に問われる可能性のあるものもあります。事案が発生した時は、警察との連携が必要な事案かどうかを判断し、相談や通報等、適切に対応しましょう。

日頃から警察と情報共有するなど、関係を築いておくことが大切です。

学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

いじめの態様	刑罰法規	事例
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第 208 条)	同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
	傷害 (刑法第 204 条)	顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第 208 条)	プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要 (刑法第 223 条)	断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる。
	強制わいせつ (刑法第 176 条)	断れば危害を加えると脅し、性器を触る。
金品をたかられる。	恐喝 (刑法第 249 条)	断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盜 (刑法第 235 条)	教科書等の所持品を盗む。
	器物損壊等 (刑法第 261 条)	自転車を故意に破損させる。
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	脅迫 (刑法第 222 条)	学校に来たら危害を加えると脅す。
	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)	実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	脅迫 (刑法第 222 条)	学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。
	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)	ネット上に実名を挙げ「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第 7 条)	携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。

※25 文科初第 246 号 「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1335366.htm) 参照

7 いじめの早期発見

7 いじめの早期発見

いじめ発見のきっかけは、「アンケート等調査」、「本人の訴え」、「学級担任」、「保護者の訴え」をあわせると9割を超えていきます。

アンケートによる発見の割合が最も高くなっていますが、あくまでもアンケートは一つの手法であり、学校はアンケートの計画的・効果的活用を検討するとともに、教職員が日頃からアンテナを高くしていじめの発見に努め、迅速かつ適切に対応する力を身につけることが重要です。

(1) アンケート調査の具体的方法

アンケート調査については、児童生徒の発達段階も考慮しつつ、答えやすいように工夫する等、効果的な調査方法を検討することが大切です。

ア 実施方法や内容等を検討する上でのポイント

- ・ 目的を明確にした上で内容を検討する（いじめ発見のためのものにするか、事実確認のためのものにするか、日常的な生活アンケートにするか等）
- ・ 回答方式を検討する（記名式にするか、無記名式にするか）
- ・ 実施方法を検討する（教室で行うか、持ち帰って後日提出にするか）

定期的にいじめ発見の機会を得るために、アンケートは年に1回ではなく、複数回実施するようにします。毎回同じ形式でアンケートを取るやり方もありますし、普段の学校生活等に関するアンケートの中でいじめのサインを読み取ったり、いじめの情報が寄せられた時などはいじめに特化したアンケートを実施したりするやり方もあります。時と場合に応じたアンケートが必要です。

また、児童生徒の発達段階により、質問項目を分かりやすく工夫することも大切です。

記名式の意義と注意点

- ・ 回答内容に責任が生じるため、正確な情報が得やすい。
- ・ 児童生徒に直接詳細を聞き取ることができるようになる。
- ・ 児童生徒が不利益を被らないように配慮しなくてはならない。
- ・ 自分への被害を恐れて、知っていても回答しない恐れがある。

無記名式の意義と注意点

- ・ 匿名であるため、情報を得やすい。
- ・ 不確かな情報や虚偽の情報が混じることがある。
- ・ 詳細な情報を聽きたくても、直接聞き取ることが難しい。

イ 調査実施時の注意点

調査を適切に行っていないと、後に調査結果に対する不満が生じる場合もあります。客觀性を担保するよう心がけることが大切です。

- 回答中は私語やよそ見を禁止する。
- 回答内容は他人に話さないよう説明する。
- 書いている様子が分からぬよう、持ち帰って家庭で書かせることも重要
- 回収する際は、封筒などに入れさせ、児童生徒ではなく教職員が回収する。
- 児童生徒だけではなく、保護者に対してアンケートを行うことも有効

ウ 実施後の対応

実施後には時間を空けず、迅速に対応することが肝心です。

- 実施後、速やかに集計・確認する。
- 結果について、いじめ防止のための組織で確認・共有し、必要な対応を検討し、実施する。

コラム

アンケート調査の保存期間

アンケートや聞き取り調査の記録等は、地方公共団体等の文書管理規則に基づき、適切に保存する必要があります。

なお、重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存年限に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましいとされています。

児童生徒用アンケート（例）

無記名式アンケート例

学校生活アンケート () 年 () 組

このアンケートは皆さんのが安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。今の学校生活の状態について、あてはまるものに○を付けてください。

問1 無視されたり、仲間はずれにされたりしたことがありますか

【 ある・ない 】

問2 冷やかしやからかい、悪口や脅しなどを言われたことがありますか

【 ある・ない 】

問3 自分の持ち物をかくされたり、勝手に使われたりしたことがありますか

【 ある・ない 】

問4 友だちの持ち物を自分のカバンや机の中に勝手に入れられたことがありますか

【 ある・ない 】

問5 わざとぶつかられたり、遊びのふりをしてたたかれたり、けられたりしたことがありますか

【 ある・ない 】

問6 そうじや当番をおしつけられたことがありますか

【 ある・ない 】

問7 あなたの悪口をメールで送られたり、SNSなどに書き込まれたりしたことがありますか

【 ある・ない 】

問8 あなたの友だちでいじめにあってつらい気持ちで生活している人はいますか

【 いる・いない 】

7 いじめの早期発見

記名式アンケート例

いじめの実態把握のためのアンケート		
() 年 () 組 () 番 氏名 ()		
このアンケートは皆さんのが安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。今の学校生活の状態について、自分の気持ちに一番近いものに○を付けてください。		
	質問項目	1…まったくない（まったくあてはまらない） 2…ほとんどない（あまりあてはまらない） 3…どちらとも言えない 4…たまにある（たまにあてはまる） 5…よくある（よくあてはまる）
①	冷やかしやからかい、悪口や脅などを言われることがある	1 – 2 – 3 – 4 – 5
②	クラスの集団に入れてもらえなかったり、大勢から無視をされたりすることがある	1 – 2 – 3 – 4 – 5
③	自分の持ち物が無くなったり、捨てられたり、わざと壊されたりすることがある	1 – 2 – 3 – 4 – 5
④	わざとぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりすることがある	1 – 2 – 3 – 4 – 5
⑤	お金を要求されたり、嫌なことを無理矢理やらされたりすることがある	1 – 2 – 3 – 4 – 5
⑥	朝、自分の机や椅子、持ち物などがいたずらされていないか心配で確認することがある	1 – 2 – 3 – 4 – 5
⑦	朝、宿題や提出物を集めるときに、いじわるをされることがある	1 – 2 – 3 – 4 – 5
⑧	授業中に間違ったり、つまずいたりすると、バカにされたり、しらけるような態度をとられることがある	1 – 2 – 3 – 4 – 5
⑨	グループで学習するとき、机を離されたり、浮いている感じたりすることがある	1 – 2 – 3 – 4 – 5
⑩	給食の時間、机を離されたり、無視したりするような態度をとられることがある	1 – 2 – 3 – 4 – 5
⑪	休み時間に、教室に居づらくて職員室や保健室に行くことがある	1 – 2 – 3 – 4 – 5
⑫	休み時間に自分の悪口や陰口を聞くことがある	1 – 2 – 3 – 4 – 5
⑬	いじわるや嫌がらせが心配で、清掃場所に行きたくないときがある	1 – 2 – 3 – 4 – 5
⑭	帰りの会で、いじわるをされて、必要な連絡を伝えてもらえないことがある	1 – 2 – 3 – 4 – 5
⑮	下校中に、カバンをたくさん持たされたり、一方的に悪ふざけをされたりすることがある	1 – 2 – 3 – 4 – 5
⑯	パソコンや携帯電話のサイトやメールに嫌なことを書き込まれたり送られたりすることがある	1 – 2 – 3 – 4 – 5
⑰	部活動、委員会活動での友人との関わりなどをつらい感じることがある	1 – 2 – 3 – 4 – 5
⑱	学校には生活を共にするグループや、困ったときに相談にのってくれる友人がいる	1 – 2 – 3 – 4 – 5
⑲	学校には私を認めてくれる先生や、困ったときに相談にのってくれる先生がいる	1 – 2 – 3 – 4 – 5
⑳	いじめにあってつらい思いをしている友人がいる	1 – 2 – 3 – 4 – 5

(2) 本人や保護者からの訴えによる発見

いじめの発見のきっかけの割合は、本人や保護者からの訴えが約3割に上ります。いじめの早期発見のために、本人や保護者がいじめの被害を訴えやすいように環境を整える工夫をすることが大事です。例えば

- ・ 本人や保護者からの相談に応じられるよう相談体制を整備し周知する。
- ・ 二者面談や第三者面談を通じていじめの有無を確認する。
- ・ 保護者用のいじめ発見のためのアンケートを実施する。
- ・ 家庭用いじめチェックシートを配布し家庭での見守りをお願いする。

などが挙げられます。

次ページ以降の保護者用アンケート例、家庭用いじめチェックシートも参考にしてください。

(3) 学級担任等による発見

児童生徒は、学校での多くの時間を学級で過ごします。学級担任は、児童生徒一人一人をよく見て、些細な変化や違和感に気付けるようにしましょう。

授業時、休み時間や給食の時間、朝や帰りの会、清掃時、放課後の部活動・クラブ活動等、それぞれの時間帯でアンテナを高くし、児童生徒に変わった様子がないか、クラスの雰囲気に変化がないか等、見守ることが大切です。

児童生徒の観察については、34ページ「教職員用いじめ発見チェックシート」や75ページ「虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（「要支援児童等」）の様子や状況例【学齢期以降】」を活用してください。

また、前年度にトラブルがあったか、その時の人間関係はどうだったか等、事前に把握しておくことも、早期発見につながりますので、校内での情報の引き継ぎも重要です。さらに、児童生徒が以前在籍した学校での情報が得られれば、重要なものとなります。日頃からの幼保・小・中・高等学校等の学校間連携が大切です。

保護者用アンケート（例）

いじめの実態把握に関するアンケートについて

日頃、本校の教育活動に御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申上げます。

本校では保護者の皆様にアンケート調査を行い、いじめのない学校づくりに生かしてまいりたいと存じます。お手数をおかけして恐縮ですが、御協力をお願いいたします。

- 〔1〕 ○年○月から今までに、お子様やその友人がいじめを受けたのを見たり聞いたことがありますか。

【 ある ・ ない 】

「ある」と答えた方は、「いつ」「どこで」「誰に」「どのように」など、できるだけ詳しく状況を記入してください。

[]

- 〔2〕 〔1〕で「ある」と答えた方にお聴きします。

個別に事情を聞く必要がある場合、お子様に直接聴き取りをした方が良いか、保護者様に直接お伺いした方がよいか、どちらかに丸を付けてください。

【 お子様 ・ 保護者様 】

____年____組____番 児童生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

※ ○年○月○日までに封筒へ入れて、担任へ提出をお願いいたします。

家庭用いじめ発見チェックシート

- | | |
|-------------|--|
| 1 起床から登校前 | <input type="checkbox"/> 布団からなかなか出てこなかったり、具合が悪そうであったりする
<input type="checkbox"/> けだるそうな、疲れた表情である
<input type="checkbox"/> いつもと違って朝食を食べようとしない
<input type="checkbox"/> ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする
<input type="checkbox"/> 学校に行くのを渋ったり、登校班の集合場所に行きたがらなかったりする |
| 2 登校中 | <input type="checkbox"/> 友達の荷物を持たされている
<input type="checkbox"/> 一人で登校するようになる
<input type="checkbox"/> 遠回りして登校している
<input type="checkbox"/> 途中で家に戻ってくる |
| 3 帰宅時 | <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない服の汚れ、破れやボタンのほつれがある
<input type="checkbox"/> あざや擦り傷があってもその理由を言わない
<input type="checkbox"/> 自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない
<input type="checkbox"/> いつもより帰宅が遅い
<input type="checkbox"/> 自転車や持ち物等が壊されている
<input type="checkbox"/> 学校の話をしなくなる
<input type="checkbox"/> 外出したがらない
<input type="checkbox"/> プリントが破れている、道具や持ち物に落書きがある |
| 4 夕食時から就寝まで | <input type="checkbox"/> 食欲がない
<input type="checkbox"/> 特定の友達に対する言葉遣いが不自然にていねいである
<input type="checkbox"/> 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいる友達と遊ばなくなったりする
<input type="checkbox"/> お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出したりするようになる
<input type="checkbox"/> 部屋にある持ち物や学用品がなくなっていく
<input type="checkbox"/> 買い与えた覚えのない品物を持っている
<input type="checkbox"/> メールをこそこそ見る、鳴っている携帯電話に出たがらない
<input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興じなくなる
<input type="checkbox"/> 家族の者と話をしなくなる
<input type="checkbox"/> いじめの話をして強く否定する
<input type="checkbox"/> 弟や妹をいじめるなど、急に乱暴になったり情緒不安定になったりする
<input type="checkbox"/> 疲れた様子であったり、なかなか寝つけなかったりしている
<input type="checkbox"/> 普段より暗かったり、逆に明るく演じたりする感じがする |

教職員用いじめ発見チェックシート

	観察の視点	該当児童生徒
朝の会	<input type="checkbox"/> 他の子供より早く登校する <input type="checkbox"/> 担任が来るまで廊下で待っている <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる <input type="checkbox"/> 挨拶や出席確認のときに返事がない、声が極端に小さい <input type="checkbox"/> 沈んだ表情や緊張した様子をしている	
授業の開始時及び授業	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入ってくる <input type="checkbox"/> 授業の始めに用具が散乱している <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 班決めなどのとき、話合いの輪に入れない <input type="checkbox"/> 係を選ぶとき等、ふざけ半分に推薦されたりする <input type="checkbox"/> ほめられると、嘲笑やからかい等が起こる <input type="checkbox"/> 正しい意見なのに冷やかされる <input type="checkbox"/> 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる <input type="checkbox"/> 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらをされる <input type="checkbox"/> その子への配布を嫌がる雰囲気がある <input type="checkbox"/> 実験などの後片付けをいつもやらされている <input type="checkbox"/> 道具や器具にさわらせてもらえず、順番が回ってこない <input type="checkbox"/> 音楽の授業で歌えなくなる <input type="checkbox"/> 内緒話をされている <input type="checkbox"/> 不自然に机や椅子が離されている <input type="checkbox"/> 不調を訴え、保健室に行くことが増える	
休み時間	<input type="checkbox"/> いつも一人でポツンとしている <input type="checkbox"/> 笑顔が見られずおどおどしている <input type="checkbox"/> 特に用事がないのによく職員室に来る <input type="checkbox"/> 移動教室のとき、荷物を持たされている <input type="checkbox"/> 格闘技ごっこなどでやられている <input type="checkbox"/> 保健室や相談室に来る回数が多くなる <input type="checkbox"/> 授業が始まても教室に戻りたがらない	
給食時	<input type="checkbox"/> 周囲の子供が机を寄せて席を作らない、または寄せても隙間がある <input type="checkbox"/> その子にだけ意図的な配り忘れ、盛り付けの量の差等がある <input type="checkbox"/> 給食を食べない、食欲がない <input type="checkbox"/> 早食い競争などをやらされている <input type="checkbox"/> 配膳を嫌がられている <input type="checkbox"/> いつも片付けをさせられている	
清掃時	<input type="checkbox"/> 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い <input type="checkbox"/> 机や椅子が運ばれずに、放置されている <input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり、ぬれたりしている <input type="checkbox"/> 清掃後、頻繁に授業に遅れてくる	
帰りの会	<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったと、よく訴えに来る <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、破けていたりしている <input type="checkbox"/> 泣いている、または机に伏せたままでいる <input type="checkbox"/> 自分の持ち物でないものを机やカバンに入れられている	

7 いじめの早期発見

	観察の視点	該当児童生徒
部活動・クラブ活動	<input type="checkbox"/> 参加しないことが多く、表情も暗い <input type="checkbox"/> 一人だけで大変な仕事（準備や後片付け）をやらされている <input type="checkbox"/> ペアの練習で、いつも取り残される <input type="checkbox"/> 練習のふりをしてボールを当てられたり体当たりされたりする <input type="checkbox"/> 他の部員から強い口調で注意されたり、使い走りにされたりする <input type="checkbox"/> 辞めたいなどの訴えがある <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしないが、あざ、汚れがある <input type="checkbox"/> 道具を隠される <input type="checkbox"/> 孤立している	
放課後・下校時	<input type="checkbox"/> 急いで下校する、あるいはいつまでも学校に残っている <input type="checkbox"/> 机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている <input type="checkbox"/> いつも教職員に相談したそうに寄って来る <input type="checkbox"/> 鞄や持ち物がなくなっている <input type="checkbox"/> ゴミ箱の中に持ち物や服等が捨てられている <input type="checkbox"/> 校内の壁などに悪口や傷つくような内容の落書きをされる <input type="checkbox"/> 皆の荷物を持たされている <input type="checkbox"/> 遠回りして帰る <input type="checkbox"/> 一人で帰る	
学校生活全般	<input type="checkbox"/> 皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられる <input type="checkbox"/> 一人で離れて仕事をしている <input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、学級委員や班長に選ばれる <input type="checkbox"/> 無理に役員を押し付けられる <input type="checkbox"/> 宿題や集金などの提出物が遅れる <input type="checkbox"/> 特定の子の机や持ち物をさわろうとしない <input type="checkbox"/> 連絡帳、生活ノート、絵画作品等に気になる表現がある	

8 いじめの未然防止に向けた取組

(1) いじめの未然防止

いじめの未然防止のために、日頃から、いじめを生み出さないような環境作りに努めることが大切です。

全教職員が、いじめを許さないという意識をしっかりと持って教育活動を行うこと、学校として児童生徒の人間関係づくりに計画的に取り組むこと、学校がどの児童生徒にとっても居場所となるような環境を作ることが重要です。いじめを未然に防ぐことや、いじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教職員一人一人が普段の指導について謙虚に振り返っておきたいものです。

ア 教職員の意識の醸成

いじめはどの学校でも起こりうるということ、いじめは絶対に許されないことを常に念頭に置いて教育活動に臨むことが大切です。

また、教職員の不用意な一言が児童生徒を傷つけ、いじめを呼び込むことなどがあります。発言には自覚と責任を持ちましょう。

学業不振やその心配のある児童生徒は、学校生活に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因にもなります。児童生徒が主体的に取り組み、わかる喜びを得られるような授業を展開したり、補習等、積極的に学習支援をしたりすることが、いじめを未然に防ぐ手立てとなります。

イ 児童生徒同士の絆づくり

児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通じ、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を感じ取れる絆づくりが、いじめを未然に防ぐ風土づくりを後押しします。

修学旅行や運動会といった学校行事の他、就労体験等の体験活動、他学年・他校種の児童生徒との交流、地域の大人との交流、異文化交流などの取組も大切です。

ウ 児童生徒の居場所づくり

どの児童生徒にとっても、それぞれが安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所が学校の中に存在することが大切です。

まずはクラスが児童生徒の居場所となっているか、授業や行事の中でからかわれたりしている児童生徒がいないか注意するとともに、部活動やクラブ活動、保健室や教育相談室、図書室といった、クラス以外の場の整備・充実も大切です。

8 いじめの未然防止に向けた取組

(2) ネットいじめにおける未然防止

ネットいじめは未然防止がより重要です。また、いじめに限らず、ネットを通じて犯罪に巻き込まれたり、加担してしまったりすることもあります。

児童生徒を守るためにも、日頃から学校全体で、発達段階に応じた情報モラルについて指導することが大事です。

ア 情報モラル教育の充実

ネットいじめやネットトラブル等の被害に遭わないよう、利用する際の態度や注意点、実際にネット上で問題が発生した時の対処法等について日頃から指導することが大切です。日常生活において、安心・安全なネット利用ができるよう、成長段階に応じた情報活用能力の育成を計画的・体系的に行うことが必要です。

イ 保護者への啓発

児童生徒は主に家庭でネットを利用するところから、保護者会等の機会を利用して、スマートフォン等に関するフィルタリング、家庭での利用ルール作り、保護者の負う法的責任等について説明することが大切です。PTA活動の中で外部講師を招いたり、保護者向け啓発資料を活用したりする等の啓発が大切です。

ウ 児童生徒自身によるスマートフォン等の利用ルールづくり

ネット利用に関するルールについて、児童生徒自身が話し合い活動などを通じて主体的に決めることが、問題への対処に関する理解を深めることにつながります。児童会・生徒会活動等を通して、ルールづくりに取り組むことが大切です。

エ サイト監視

顔写真や学校名等などの個人情報をネット上に挙げたためにトラブルになることがあります。ネットいじめやトラブル防止の観点から、教育委員会がサイト監視を行ったり、学校が独自で監視をしたりすることも大切です。

オ 「ネットトラブル注意報」の周知

児童生徒に関するネットトラブル等の未然防止のため、県では、サイト監視活動等から得た課題とその対策等を「ネットトラブル注意報」にまとめ、各学校に配布しています。児童生徒への指導、保護者への啓発、教職員研修等に活用してください。

8 いじめの未然防止に向けた取組

(3) いじめに対する声かけの例

理科の授業中、担当教諭は実験を見せるため、教卓の周りに集まるよう生徒に指示した。一番前に出てきたBに対し、Aが「邪魔だなあ、キモいんだよ！」と発言し、他の生徒もクスクス笑った。教諭は「何ですか、今の発言は。」と声をかけたが、Aの「はあ？」という言葉に、それ以上何も言うことなく授業を進めてしまった。

このような対応は「クラスメイトを辱める中傷的な発言」を教員が容認したことになってしまい、他の児童生徒もこの発言が通るものと感じてしまします。瞬時の判断が大切ですが、以下にこのようなときの声かけの例を示します。

教諭：「何ですか、今の発言は。」

A：「はあ？」

教諭：「今、何と言ったの？」

A：「別に。」

教諭：「今、何と言ったのですか。」

A：「邪魔だなあ。」と言いました。

教諭：「いや、違います。もう一度同じことを言ってみなさい。」

A：「邪魔だなあ、キモいんだよ、と言いました。」

教諭：「それは、どういう意味なの？」

A：「前にしゃしゃり出てきて気持ち悪いということです。」

(周りの生徒がクスクス笑う。)

教諭：「一番前で授業を受けることのどこが気持ち悪いんですか！」

(教諭の毅然とした態度に、教室内に緊張感がみなぎる。)

A：「……すみません。」

教諭：「放課後、相談室で話しましょう。また、さっきAさんの発言で笑ったみなさんも、自分の態度を振り返る必要があるのではありませんか？」

(笑った生徒達にも反省の様子が見える。)

「では、授業を続けます。」

~~~~~ 【相談室にて】 ~~~~~

教諭：「どのように、悪口を言われた人の気持ちを考えたことがありますか？」

A：「……（無言。）」

教諭：「Bさんは『ショックだった』と言っていましたよ。あなたはBさんに嫌な思いをさせたのです。今回のことによく反省して、今後は他の人の気持ちをよく考えて行動してください。」

この例のように、教員が即座に毅然とした態度で対応することが大切です。このような対応できるよう、日頃から児童生徒の行動や背景をよく理解して、アンテナを高くしておくことが必要です。

## 第2章 自殺防止について

### 1 基本的な心構え

#### ○ 児童生徒に寄り添う

児童生徒はリストカット等の行為を通じて自殺のサインを示すときがあります。その際、「リストカットは他者の気をひくため」とか、「死にたいと言う人に限って死はない」といった考え方で接してしまうと、自殺の防止にはつながりません。

教員は、正しい知識を持つとともに、時に、自殺の危険を示すサインに気付き、寄り添い、児童生徒の孤立を防ぎ支援する「ゲートキーパー」としての重要な役割を担う可能性があることを意識して対応することが必要です。

#### ○ 児童生徒の示すサインを一人で抱え込まない

自殺の危険性の高い児童生徒については、担任等が一人で抱え込むことなく、チームによる対応や支援に繋げていくことが大切です。多くの目で児童生徒を見守ることで、児童生徒に対する理解が深まるとともに、より適切な対応方針を検討することができます。

#### ○ 関係機関と連携する

自殺を考える児童生徒の背景には、学校の問題、家庭の問題、異性の問題、進路の問題等、様々な要因が存在することがあります。

きめ細かな対応を進めていくためには、学校だけでの対応ではなく、家庭や関係機関等との連携が必要です。関係機関との連携に際しては、医療、福祉、警察等、それぞれの役割を見極めながら、学校が主体となって協力を求めていく姿勢が大切です。

## 2 自殺に関する事例と対応のポイント

### 2 自殺に関する事例と対応のポイント

#### 事例 1 リストカット

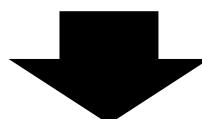
Aは、両親の離婚後、不眠や頭痛のため学校を休みがちになっていた。

Aは離婚の原因は自分にあると思い込んでいる様子であった。

Aのことを気にかけていた担任は、ある日の放課後、二者面談の場を設け、話を聞くこととした。

冒頭、担任からの問い合わせにAは「大丈夫です。」と発言していたが、面談も終わりそうになった頃、「先生、親に内緒にしてくれますか。」と左手首の無数の傷を見せた。

Aは1ヶ月ほど前から、自宅でリストカットを繰り返していることを告白した。また、「血がにじむのを見ると安心感に包まれる」や「今日は先生と話せたから大丈夫だと思うけど、切りたくなったらまた切れます」とも発言した。



このような事例の対応のポイントは何でしょうか？

## 2 自殺に関する事例と対応のポイント

## 事例1への対応のポイント

- 叱ったり本人を責めたりすることは避ける。
- 児童生徒の思いに寄り添い、耳を傾ける。

リストカットした児童生徒に対して、「そんなことをしてはいけない」と否定したくなることもあります、まずはそういう行為をせざるを得なくなつた児童生徒に寄り添い、心配していることを伝え、思いを傾聴することが大切です。

## 具体的対応

- 声をかけ、二者面談等で対応
  - ・TALKの原則に基づいた対応 → 45ページ
  - ・自傷行為への対応 → 49ページ
- 組織で情報共有
  - ・対応方針の検討 → 46ページ
- 保護者との連携について検討
  - ・保護者との連携の在り方 → 47ページ
- 関係機関との連携
  - ・医療機関等との連携の在り方 → 48ページ

## 2 自殺に関する事例と対応のポイント

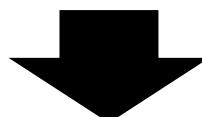
### 事例2 自殺念慮を打ち明けられた

2年生のAは、夏季休業中、生徒会役員として文化祭の準備を進めていた。

ある日、Aは他の生徒会役員と文化祭の企画をめぐり、口論となり、仲裁に入った別の生徒に対しても不満をぶつけた。

このトラブルの翌日に、その内容を聞いたAのクラス担任は、Aから丁寧に聴き取りをし、Aの気持ちを受け止めるとともに、同日夕方に、保護者にも状況を説明し、連携して見守っていくこととした。

始業式間近の8月末、文化祭の準備のため登校したAに担任が声をかけたところ、Aは「先生、もう死にたいです。」と発言した。



このような事例の対応のポイントは何でしょうか？

## 2 自殺に関する事例と対応のポイント

## 事例2への対応のポイント

- 情報を組織で共有し対応する。
- 保護者、関係機関との連携を検討する。

自殺念慮を打ち明けられた場合、その思いをきちんと受け止めつつも、個人で抱え込むことなく、組織で情報を共有し、保護者とも連携を図り、必要に応じて関係機関との連携も検討する等、組織で対応を検討することが肝心です。

## 具体的対応

- 声をかけ、二者面談等で対応
  - ・TALKの原則に基づいた対応 → 45ページ
- 組織で情報共有
  - ・対応方針の検討 → 46ページ
- 保護者との情報共有・見守り依頼 → 47ページ
- 関係機関との連携
  - ・医療機関等との連携の在り方 → 48ページ

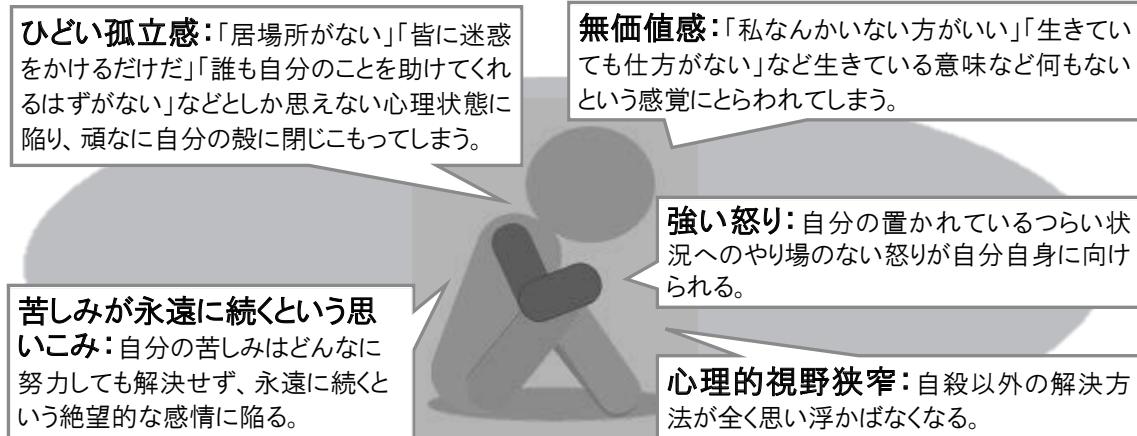
### 3 自殺のサインを察知した際の具体的な対応

## 3 自殺のサインを察知した際の具体的な対応

### (1) 児童生徒が示す危険サイン

#### ア 自殺の心理

一見何の前触れもなく起こったように見える自殺でも、実際には徐々に危険な心理状態に児童生徒は陥っているものです。自殺にまで追いつめられる児童生徒の心理には、以下のような共通点を挙げることができます。



#### イ 自殺のサイン

自殺のサインは以下のように多様です。これらを含め、児童生徒の小さな変化を把握することが大切です。日頃から、アンテナを高くし児童生徒の変化を的確に捉え、早期に自殺の危険性を察知し、適切に対応することが重要となります。

##### ・自傷行為

- ・自殺をほのめかしたり  
自殺の具体的な計画を立てたりする
- ・これまでに关心のあった事柄に  
対して興味を失う
- ・注意力がなくなる
- ・いつもなら楽々できるような  
課題が達成できない
- ・学校に通わなくなる
- ・乱れた性行動に及ぶ
- ・家出や放浪をする
- ・不眠、食欲不振、体重減少などの  
さまざまな身体の不調を訴える
- ・健康や自己管理がおろそかになる
- ・自分より年下の子どもや動物を虐待する

- ・友人との交際をやめて、  
引きこもりがちになる

- ・別れの準備(整理整頓、  
大切なものを友達にあげる等)

##### ・最近の喪失体験

- ・大切な人の最近の自殺
- ・成績が急に落ちる
- ・身だしなみを気にしなくなる

- ・不安やイライラが増し、落ち  
きがなくなる

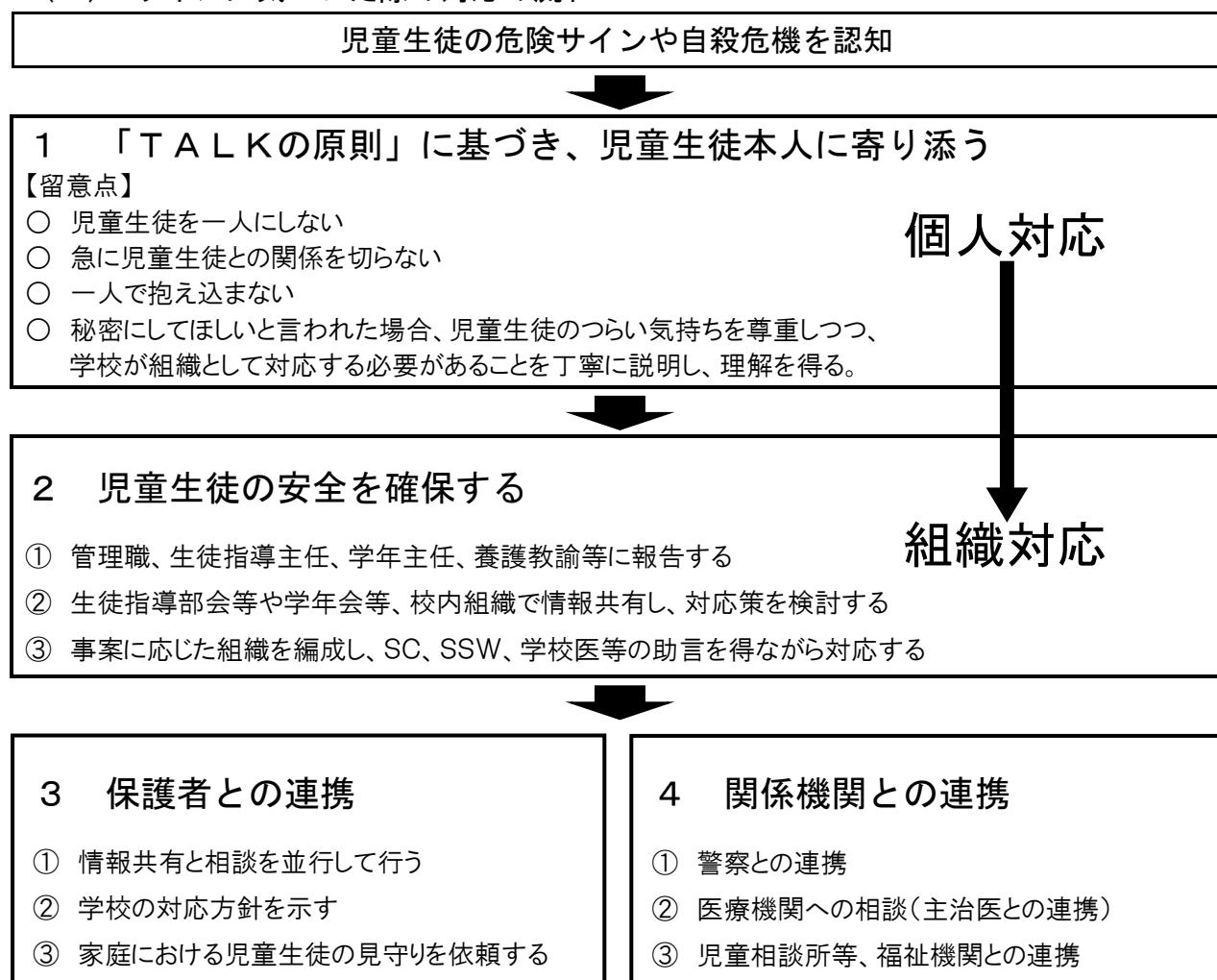
- ・自殺の思いにとらわれ、自殺について  
の文章を書いたり、絵を描いたりする

- ・過度に危険な行為に及ぶ、實際  
に大怪我をする

- ・投げやりな態度が目立つ

### 3 自殺のサインを察知した際の具体的な対応

#### (2) サインに気づいた際の対応の流れ



#### (3) 本人に寄り添った個人の対応（TALKの原則）

深刻な相談を児童生徒が持ちかける際、その初期対応のほとんどは担任などの個人が担うことになります。その際に「大丈夫、頑張れば元気になる」などと安易に励ましたり、「死ぬなんて馬鹿なことを考えるな」などと叱ったりしがちですが、一番大切なことは児童生徒の悩みをしっかりと受け止め、寄り添うことです。そのためには「TALKの原則」を知っておくことが大事です。

#### TALKの原則～自殺の危機に気づいたときの対応法～

**TELL** 言葉に出して心配していることを伝える

**ASK** 「死にたい」という気持ちについて率直に尋ねる

**LISTEN** 絶望的な気持ちを傾聴する

**KEEP SAFE** 安全を確保する

### 3 自殺のサインを察知した際の具体的な対応

「TALKの原則のポイント」～個人対応から組織対応へ確実につなぐ～

**T** はっきりと言葉に出して「あなたのことを心配している」と伝える。  
相談されたら「話してくれてありがとう。」と感謝を伝える。

例)「死にたいくらい辛いことがあるのね。とてもあなたの方が心配。」

**A** 死にたいと思っているかどうか、率直に尋ねる。  
「気持ちをわかってくれるかも。」との思いが生まれることが期待できる。

例)「どんなときに死にたいと思ってしまうの」

**L** 解決策を示そうとあせらず、聞き役に徹する。  
児童生徒が話したいことをたくさん話せる相手であることを心がける。

**K** 危ないと思ったら、まず本人の安全を確保し周囲の人の協力を得て、適切な対処をする。

#### コラム 「親に内緒にしてほしい」と言わされたら？

児童生徒から相談を受けた際に、「親に内緒にしてほしい」と言われた場合も、児童生徒の要望に寄り添いながら「一人で抱え込みず、組織で対応する」ことが重要となります。また、過去には、学校が相談を受けていたことを保護者に知られていなかったことで、児童生徒の自殺後に保護者とトラブルになった事例もあります。

保護者に伝えざるを得ないような状況では、児童生徒が何を心配しているのか、そのことに共感の意を示しながらも、学校として保護者に説明するべき事案であることを本人に伝え、その説明方法等も含め、本人の同意を得ることが大切です。児童生徒の状況に応じ、本人も同席の上保護者と面談したり、本人を前にして保護者に電話したりするなど、児童生徒の気持ちを理解しながら、児童生徒が抱える悩みを保護者と共有することが大切です。

#### (4) 組織での情報共有・対応の検討

##### ア 組織体制

チームを組み、複数で対応することで、冷静な判断の下、適切な支援ができます。一人で抱え込みず、組織対応につなげることが必要です。

管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、学年主任、担任、部活動顧問、S C、学校医等、必要に応じた体制を整えましょう。

##### イ 情報の共有

まずは現状についてなるべく正確に情報を共有することが重要です。事実についての記録も開始します。

これまでの経緯、過去の状況等も確認します。以前在籍していた学校での状況を知ることも大切になってきます。

### 3 自殺のサインを察知した際の具体的な対応

#### ウ 対応の検討

##### ○ 適切な見立て

対応の検討に際して、まずは適切な見立てが必要です。SCや学校医などの専門的な知見も取り入れながら、児童生徒の状態について以下の観点も踏まえ、適切な見立てを行います。

本人の性格や特性、障害や疾患の有無、家庭的背景、虐待の可能性、学習・進路の悩み、人間関係（いじめ等）、異性の悩み 等

##### ○ 対応方針の検討

以下の観点も参考に、対応方針を検討しましょう

###### 本人への働きかけ

- ・ 教員による日常的観察やケアを継続する。
- ・ 教育相談による支援を行う。
- ・ 相談機関を紹介する。等

###### 保護者との連携

- ・ SCや学校医等の助言をもとに、保護者との連携の必要性等を検討する。

###### 関係機関との連携

- ・ 医療：精神科受診の必要性等を検討、本人・保護者にアプローチする。
- ・ 福祉：児童相談所やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）との連携を検討する。
- ・ 警察：必要に応じ、心配な内容を相談する。

###### 他の児童生徒への配慮

- ・ 他の児童生徒へ影響を及ぼす可能性がある場合の対応を検討する

#### （5）保護者との連携

児童生徒の命に関わることについて、学校だけで抱えるのは禁物です。万が一のことがあった場合、後で学校が保護者に何も伝えていなかつたことがわかると、トラブルになることは必至です。

一方、保護者に伝えることが難しかったり、伝えることで状況が悪化したりする例もあります。その場合も、最悪を想定しながら、最善の策を考えるという姿勢が大切です。

当然、休日や夜間の見守りは家庭にお願いすることになります。保護者には、本人が家出した等、何かあった場合にはすぐに警察に電話するよう伝えておくことが大切です。

医療への受診を保護者に勧める場合、受診に抵抗感を持つケースもあります。例えばSCと連携を図り、SCの見立てを伝えたり、SCも同席して保護者と面談したりするなどの対応も考えられます。また、家庭的背景がある場合は、SSWの力を借りてアプローチすることも検討しましょう。

### 3 自殺のサインを察知した際の具体的な対応

#### (6) 関係機関との連携

学校は医療、福祉、警察との連携が必要になる場合があります。

本人が精神科等受診している場合で、危険性が高い場合には、保護者の了解を得て、学校が医療と連携し、学校として心配な点や本人と関わる際の留意点等について相談したり助言を得たりすることが大切です。

背景に虐待が考えられる場合は、児童相談所や市町村の児童福祉担当課等に通告したり、具体的に相談したりすることも重要です。その他の家庭的な問題についてアプローチが難しい場合、SSWを活用することもできます。

学校内で心配な事案が起きることが考えられる場合、あらかじめ警察と情報共有し、助言を求めておきます。

関係機関との連携については、それぞれの立場でできることは何かを理解し、協力関係を打ち立てなければなりません。実際にどのような機関とどのような連携ができるかを、以下の表を参考に日頃から確認しておくことが大切です。

| 連携機関        | 連携内容                                     | 機関名・連絡先 |
|-------------|------------------------------------------|---------|
| 学校医         | 医療との連携に関する助言                             |         |
| 総合教育センター    | 精神科医・(公認)臨床心理師への相談・対応の助言                 |         |
| 教育委員会・教育事務所 | S C・SSW派遣要請                              |         |
| S C         | 危険を抱えた児童生徒への個別対応                         |         |
| SSW         | 連携機関に関する助言、他機関との連携に関する調整                 |         |
| 児童相談所       | 対応に関する助言、児童生徒への直接的な対応の依頼、虐待が疑われる場合の通告・相談 |         |
| 市町村の児童福祉担当課 | 危機を抱えた児童生徒への対応に関する助言、虐待が疑われる場合の通告・相談     |         |
| 精神保健福祉センター  | 危機を抱えた児童生徒への対応に関する助言                     |         |
| 保健所         | 保健相談等の対応依頼                               |         |
| 地元警察署       | 危機を抱えた児童生徒の安全確保・対応に関する助言                 |         |
| 少年サポートセンター  | 問題を抱えた児童生徒とその保護者への助言                     |         |

**コラム****自傷する児童生徒への対応**

中高生を対象にした複数の調査では、およそ1割の子が「わざと自分の体を刃物で傷つけたことがある」と回答しているそうです。

自傷の多くは、つらい気持ちを解消するために繰り返されますが、必ずしも「死にたい」と思って行われるわけではありません。

しかしながら、10代で自傷した経験のある人は、その後10年以内に自殺に至るリスクが、そうでない人の数百倍にも上ると報告されています。また、オーバードーズ(処方された薬等の過剰摂取)の経験者については、さらにその危険性が高まると考えるべきでしょう。

リストカット等の行為は、その後の自殺にもつながりかねない危険なサインであるという認識を持ち、以下のポイントを理解しておくことが大切です。

**STEP1　自傷する人を追い詰める言動を控える**

自傷は、誰からの助けも得られない状況に対処するための本人なりの手段ですので、いきなり「やめなさい」と言ったり、叱責したりするのは避けるべきですし、逆に冷淡すぎる過小な反応が良いわけでもありません。感情のままにふるまわぬ冷静さが必要です。

**STEP2　行動の裏にある思いに耳を傾ける**

相談をされたら、解決策を示そうとあせらず、基本的には聴き役に徹しましょう。自傷がなぜいけないのか説得しようとしても、自傷を繰り返す本人の心には響かないといいます。行動の裏にある思いを聞き出すためには、自傷という行動を頭ごなしに否定せず、話せたことを評価していくことが大切です。

**STEP3　より良い手段と一緒に考える、提案する**

本人のつらさを受け止めるだけでなく、つらさを減らすためにどうすれば良いかと一緒に考え、関わり続けていきましょう。

自傷に頼り切ることの危険性は懸念としてはっきり伝えることが大切です。その上で、切りたい衝動がすぐに切ることにつながらないようにするための方法(氷を握りしめる等の置換スキル)と一緒に考えたり、専門的な相談窓口(93ページ「個人向け相談窓口一覧」参照)を伝えたりすると良いでしょう

※参考：自傷・自殺のことがわかる本　自分を傷つけない生き方のレッスン

(監修　松本俊彦)

## 4 自殺予防教育の推進

### (1) 自殺対策基本法

平成28年4月に一部改正された自殺対策基本法では、学校の努力義務として以下が規定されました。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

法の規定に基づき平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」には、「学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流等を活用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育に偏ることなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育、心の健康の保持に係る教育の実施に向けた環境づくりを進める」と明記されました。

自殺総合対策大綱では、次の三点が示されています。

- 命の大切さを実感できる教育
- 様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育  
(いわゆる「SOSの出し方に関する教育」)
- 心の健康の保持に係る教育

### (2) 命の大切さを実感できる教育

小・中学校の学習指導要領には、「特別の教科 道徳」(以下「道徳科」という。)の中で、小学校の低学年段階から中学校段階までの全ての段階で指導すべき内容項目として、「生命の尊さ」が示されています。

また、高等学校の学習指導要領には、特別活動のホームルーム活動の内容の一つに、「生命の尊重」等が示されています。

各学校では、全ての教員が、生命を尊重する心の育成が自殺予防にもつながることを十分に理解し、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育との関連の中で、道徳科等の授業等を通して、児童生徒が命の大切さを実感できるよう、計画的に指導することが大切です。

### (3) 様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育

様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育が、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」に当たります。

SOSの出し方に関する教育の目的は、次の二点とされています。

## 4 自殺予防教育の推進

- ・ 危機に直面した際に、問題を一人で背負い込まず、適切に援助希求行動をとれる力を身につけさせる。
- ・ 友人の危機に遭遇した際に、一人で抱えず、信頼できる大人につなぐことのできる力を身につけさせる。

全ての学校において、それぞれの発達段階に応じ、授業や特別活動等、日々の教育活動の中で、この二点を念頭に置くことが大切です。児童生徒たち自身が、主体的に考え、他の児童生徒たちと学び合い、助け合う環境を整備することも重要です。

児童生徒には、県立総合教育センター「よい子の電話教育相談」や、各自治体の相談窓口を周知することが大切です。また、自治体の福祉関係部署等と連携し、地域の保健師、社会福祉士、民生委員等による児童生徒への講演等を行うことも有効です。

なお、文部科学省29初児生第38号「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について（通知）」において、教科等の授業等の一環として、SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施するなど積極的に推進することとされています。

### （4）心の健康の保持に係る教育

心の健康の保持に係る教育については、学習指導要領において、体育や保健体育及び特別活動等の中で、関連した内容を指導することになっています。

各学校において、学校保健計画等との関連を図りながら、心の健康の保持に係る教育を、計画的に実施します。

### （5）自殺予防教育に関する教材・資料

指導を行うに当たっては、県教育委員会作成の「学校教育における自殺予防」や、下記文部科学省作成の教材に加え道徳科や保健体育の教科書等を適切に活用します。

#### 「学校教育における自殺予防」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/sonotaseitoshidou/documents/gakkoukyouikunioruerujisatuyobou.pdf>

#### 「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/063\\_5/gaiyou/1351873.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm)

#### 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm)

#### 小学生用啓発教材「わたしの健康」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08060506.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506.htm)

#### 中学生用啓発教材「かけがえのない自分　かけがえのない健康」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08111804.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111804.htm)

#### 高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08111805.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111805.htm)

## 5 自殺が起きてしまったときの対応

児童生徒の自殺は、その家族はもとより、多くの人々に深刻な影響を及ぼします。遺族に対しては誠実に関わるとともに、影響を受ける児童生徒たちのケアに努め、保護者には児童生徒の見守り等を依頼することが大切となります。

ここでは対応のポイントを記載していますが、型どおりの対応がかえって遺族の心の傷を深めること等もありますので、個々のケースにおいて「なぜそうするのか」を考え、臨機応変な対応を心がけてください。

### (1) はじめに

実際には、状況の把握が十分できないままであっても、当面の対応を始めることになります。まずは、深呼吸をするなど気持ちを落ち着かせ、遺族に対して心からの弔意を示すことを念頭に、対応の態勢について検討することが大切です。初期の心構えとして以下が大切です。

- ・ 遺族の気持ちに寄り添い、その意向を尊重する。
- ・ 児童生徒の心のケアに努める。
- ・ できるだけ早期に通常の教育活動が実施できるようにする。

### ア 状況を把握し記録を開始する

まずは、客観的で正確な事実の把握に努め、教育委員会へ速やかに一報を入れます。また、学校での対応について時系列で整理し記録することが必要です。

### イ 当面の対応を想定・検討する

遺族を訪問し、弔意を伝えるとともに、学校の考えを伝え、遺族の了解を得た上で、在校児童生徒や保護者に事実を伝え、ケアに努めることになります。

#### 遺族

- ・ 訪問し弔意を伝える。
- ・ 学校として必要な今後の対応方針を伝え、意向を伺い、了解を得る。

#### 在校児童生徒

- ・ 事実を伝える。
- ・ 心のケアに努める。
- ・ 葬儀への参列を検討する。

#### 保護者

- ・ 文書等で事実を伝えるとともに、家庭での見守りを依頼する。
- ・ 保護者会の実施を検討する。
- ・ P T A代表と情報を共有する。

### ウ 役割分担を検討する

下記のように適確な役割分担を行うことで対応が円滑になります。

遺族との窓口、学年担当、ケア担当、保護者担当、報道担当 など

## 5 自殺が起きたときの対応

### (2) 情報の扱い

#### ア 留意すること

- 「自殺かどうか」について学校は判断できません。警察が公表している情報などにより事実確認をします。
- 自殺の動機や背景はすぐにはわかりません。児童生徒同士のトラブルや教員の不適切な対応はなかったなどと決めつけないことが大事です。また、断片的な情報の公表も誤解を招く原因になりますので、慎重な対応が必要です。
- 噂話が広がらないよう、正確で一貫した情報の発信を心がけます。その際も、遺族の意向を尊重し伝え方について了解を得ることが必要です。
- ネットを通じ、誤った情報や人権侵害に当たる内容が書き込まれ、影響が大きくなことがあります。情報の管理について配慮することが大事です。

#### イ 報道等の対応について

- マスコミからの問い合わせ、保護者からの問い合わせについては、それぞれ窓口を一本化します。校長とは別に担当を置くのが良いでしょう。
- 教育委員会と相談し、想定Q&Aを準備します。その際、伝える内容については、予め遺族の意向を確認し了解を得ます。

なお、緊急時の報道対応等については、平成20年度県立総合教育センター研究報告書第322号「学校における緊急支援体制の確立～心的ケアの観点から～」([http://www.center.spec.ed.jp/d/h20/shidousoudan/322\\_shidousoudan.pdf](http://www.center.spec.ed.jp/d/h20/shidousoudan/322_shidousoudan.pdf))」が参考になります。

#### ウ 自殺の背景について

文部科学省の「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」では、事案発生後速やかに学校が行うものとして「基本調査」が示されています。以下の情報を迅速に整理し、設置者に報告するとともに、適切に遺族に説明することになります。

#### 【基本調査で実施、整理する項目】

- ① 遺族との関わり・関係機関との協力等
  - ② 指導記録等の確認
  - ③ 全教員からの聴き取り（調査開始から3日以内を目指とする）
- ※ 状況に応じ、亡くなった児童生徒と学級や部活動などにおいて関係の深かった児童生徒への聴き取り調査も適切に実施（ただし、自殺の事実が伝えられていない場合には、制約を伴う）
- ※ いじめが背景に疑われる場合は、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態としての対処が法律上義務づけられており、「基本調査」及びそれに続く「詳細調査」は重大事態の調査に当たります。

詳しくは「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（改訂版）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/063\\_5/gaiyou/1351858.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351858.htm) 参照

## 5 自殺が起きてしまったときの対応

### (3) 遺族への関わり

#### ア 弔問の心構え

- できるだけ早く連絡をとる。
- 心からの弔意を伝え、遺族の心情に寄り添う。
- 遺族が学校の対応に関する疑問等を口にした場合、安易に否定すること等は慎む（「確認します」等の返答が考えられる）。

#### イ 遺族への確認事項

学校は児童生徒へ事実を伝えたり、保護者やマスコミに対応したりする必要が生じます。全てについて遺族の意向を尊重することになりますが、事前に学校の考え方を整理し、提案できるようにしておくことが大切です。一方、遺族の心情に配慮し、性急な印象を与えないようにすることも重要です。

- 他の児童生徒への伝え方について（読み原稿を見せる等）
- 他の保護者への伝え方について（通知文案を見せる等）
- マスコミからの問い合わせに対する回答の仕方について

※ 全てにおいて遺族の意向を優先させる。

#### コラム

#### 遺族に「事故死として扱う」と言われたら？

遺族から「事故死として扱う」と言わればそれを尊重しますが、学校が嘘をつく形になると、児童生徒や保護者の信頼を失いかねません。過去には、遺族の気持ちに寄り添つたことから「家の都合で引っ越した」と児童生徒に伝えたため、学校が信頼を失った例も報道されています。

「家族からは〇〇と聞いています」という表現にとどめる等の工夫が必要です。

### (4) 児童生徒への対応

児童生徒へ事実を伝えるに際しては、綿密に準備する必要があります。次の三つがポイントとなります。

- 正確な情報を提供し、児童生徒の不安を低減させ、憶測に基づく噂が広がることを防ぐ。
- 不安定になった児童生徒に対し適切なケアを行う。
- なるべく早く通常の教育活動を再開できるようにする。

#### ア 児童生徒に事実を伝える

児童生徒に事実を伝える際には、遺族の意向も確認しながら、集会やクラスでの伝え方、伝えた後の動搖が予想される児童生徒のリストアップ、伝えた後のカウンセリング体制等について、準備を綿密に行うことが必要です。

## 5 自殺が起きてしまったときの対応

### ○ 伝える時期

既に報道等で事実が明らかになっていたり、無くなつたことを他の児童生徒が知っていたりするような場合は、なるべく速やかに児童生徒達に伝えられるよう準備することが必要です。ただし、遺族の意向が確認できないまま性急に対応するのは禁物です。

児童生徒に伝える時間としては、できれば朝一番など、なるべく早い時間帯に伝えた上で、児童生徒の変化に対応できるよう、観察体制等を整えるべきです。放課間際に伝え、不安定になった児童生徒をそのまま帰宅させることはさけるべきです。

そのまま帰宅させることが不安な児童生徒については、保護者に迎えにきてもらう等の対応が大切です。

### ○ 集会等の方法

全校集会で伝えた場合、パニックが伝染する危険性もあります。全校集会にするか、当該学年とそれ以外の学年に分けるか、あるいは放送を使うか、事案に応じ検討します。

### ○ 集会で校長から伝える際の注意

メッセージは短く、死亡の事実を簡潔に伝え、黙祷をすることが基本です。感情を込めすぎた表現は児童生徒の動搖を引き起こすため避けるべきでしょう。

### ○ クラスでの伝え方

当該クラス、学年、他の学年等、当該児童生徒との関係の深さによって伝え方が違ってくる場合もあります。伝える内容の基本形を定めた上で、学年会議等で十分検討しましょう。

### ○ 伝えた後

あらかじめ検討した手順で、気になる児童生徒についてカウンセリングしたり、休ませたり、保護者に引き渡したりする等しましょう。

※ 亡くなった児童生徒の兄弟姉妹に児童生徒がいる場合は、在籍校の管理職間で情報共有し、見守りを依頼する等の対応も大切です。

#### イ 児童生徒の心のケア

### ○ 児童生徒に事実を伝える前に会議を開き、ケア体制を整える

- ・ 配慮が必要な児童生徒をリストアップする
  - ・ 対応する人員やスペースの確保を検討する
  - ・ 不安定になった児童生徒が出た場合の対応についてあらかじめ検討する（保護者に迎えにきてもらう、保護者に家庭での見守りを直接依頼する 等）
  - ・ S Cが必要となる日程を確定し、派遣を依頼する
- ※ その他、必要となる事項を想定し、検討するようにします。

## 5 自殺が起きてしまったときの対応

### ○ 配慮が必要なケースとは？

以下のポイントを踏まえ、配慮が必要と思われる児童生徒をリストアップします。

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ア 一般的な反応（心と体に起こること）を示す児童生徒          |
| 自分を責める、他人を責める、死への恐怖に悩む、集中できない       |
| ひとりぼっちで過ごす、話をしなくなる、気持ちが落ち込む         |
| ひとりでいることを怖がる、子供っぽくふるまう、過剰に元気にふるまう   |
| 反抗的、食欲不振、不眠、悪夢、頭痛、息苦しさ、腹痛、下痢、便秘、倦怠感 |
| イ 反応の有無にかかわらず配慮が必要な児童生徒             |
| 自殺した児童生徒と関係が深い児童生徒                  |
| 元々自殺のリスクの高い児童生徒                     |
| 現場を目撃した児童生徒                         |
| ストレスにさらされている児童生徒                    |

### ○ 気になるケースへのアプローチ

- ・ 配慮が必要な児童生徒のカウンセリング等に対応するとともに、必要に応じて家庭訪問や電話連絡で直接家庭等への見守りを依頼します。
- ・ 他の児童生徒に対しても、学校の相談体制を周知し、配慮が必要なケースを優先しつつ、広く希望者を受け付けます。

#### （5）保護者への説明

保護者への説明について、次のポイントを踏まえて対応します。

- |                               |
|-------------------------------|
| ・ 正確な情報を提供し、憶測に基づく噂が広がることを防ぐ。 |
| ・ 児童生徒への適切な接し方等、家庭での見守りを依頼する。 |
| ・ 学校と保護者の協力関係を構築する。           |
- ※ あらかじめ P T A 代表との連携を図り、協力してもらうことも大切

### ○ 保護者宛通知による情報提供

通知には、今回の事実についての簡潔な説明、児童生徒に対する学校の対応や今後の予定、家庭での児童生徒への接し方や見守りに関する依頼、学校での教育相談や外部相談機関の紹介等について記載します。

### ○ 保護者会

保護者会を開催する場合は、教育委員会と相談の上、できるだけ早くに行えるよう準備しますが、遺族の意向をきちんと確認した上で対応となります。

伝える内容としては、発生した事実の概要、学校の対応経過や今後の予定、学校の見解、関連情報等が考えられます。また、S C の協力を得られる場合には、家庭での見守り等に関する講話の実施も検討します。

## 5 自殺が起きてしまったときの対応

保護者から質問があることを想定し、教育委員会と相談しながら、あらかじめQ&Aを準備します。

保護者の不安や相談に対応できるよう、終了後に対応できる教員を待機させること等の配慮も大切です。

### (6) 葬儀参列等

通夜、葬儀への関わりについては、遺族の意向を確認して対応を決めることが肝心です。また、遺族の意向は途中で変わるという前提で、柔軟に対応できるよう準備しておくことも大切です。

例えばクラス全体で葬儀等に参列する場合、事前のマナー指導や教員による引率も必要となってきます。また、葬儀に参列するかどうかは児童生徒とその保護者の判断ですので、強制しないことも大切です。

ごく親しかった数名だけが参列するような場合にも、教員が引率するか、保護者に同伴を依頼するか検討します。

### (7) 学校としての葬儀後の関わり

葬儀が終わっても、学校として関わりを絶つことなく、遺品の返却等、節目節目で関わりを続けます。遺族のその時々の感情を受け止め、必要に応じ相談機関の紹介なども検討します。

※ その他詳しくは文部科学省「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」

([http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afield\\_file/2016/11/11/1304244\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afield_file/2016/11/11/1304244_01.pdf)) を参照してください。

## 5 自殺が起きてしまったときの対応

### (8) 対応の簡易チェックリスト

※ 自殺が起きてしまったときの対応についてチェックリストとしてまとめています。  
左ページ「検討すべき事項」を組織で検討し、右ページ「実際の対応」につなげます。

| 対応の過程         | 検討すべき事項                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発生時           | <input type="checkbox"/> 状況の把握<br><input type="checkbox"/> 記録の開始<br><input type="checkbox"/> 教育委員会との連携<br><input type="checkbox"/> 役割分担の確認<br><input type="checkbox"/> 報道対応<br><input type="checkbox"/> ケース会議・職員会議<br><input type="checkbox"/> 基本調査の開始           |
| 遺族への<br>弔問等の際 | <input type="checkbox"/> 弔問の体制（管理職、担任、学年主任、部活動顧問等）<br><input type="checkbox"/> 遺族への確認事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒に伝える内容や伝え方等</li> <li>・保護者に伝える内容や伝え方等</li> <li>・葬儀の予定、参列の可否</li> </ul> <input type="checkbox"/> 基本調査の整理、報告の時期                 |
| 児童生徒に<br>伝える際 | <input type="checkbox"/> 伝える方法（いつ、どこで、誰が）<br><input type="checkbox"/> 配慮を要する児童生徒のリストアップ、「心と身体の健康調査」の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係の深い児童生徒</li> <li>・もともと悩みを抱えている児童生徒</li> <li>・既に症状が出ている児童生徒 等</li> </ul> <input type="checkbox"/> S Cの手配、ケア体制の確立 |
| 保護者に<br>伝える際  | <input type="checkbox"/> 保護者への見守り依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者宛通知の発行</li> <li>・保護者会の開催</li> <li>・P T A役員等との連携</li> </ul>                                                                                                                        |
| 葬儀等           | <input type="checkbox"/> 教員の葬儀参列体制<br><input type="checkbox"/> 児童生徒の葬儀参列体制・マナー指導<br><input type="checkbox"/> 保護者への見守り依頼                                                                                                                                          |
| 葬儀後           | <input type="checkbox"/> 適切な遺族への関わり                                                                                                                                                                                                                              |



## 5 自殺が起きてしまったときの対応

※ 簡易なチェックリストであり、全てを網羅しているわけではありません。全ての項目が必要ではありませんし、全て実施できるわけでもありません。教育委員会と連携し対応の詳細を検討する必要があります。

| 実際の対応                                                                                       |                                                                                                                             |                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 遺族に対して                                                                                      | 児童生徒に対して                                                                                                                    | 保護者に対して                                        |
| <input type="checkbox"/> 弔問<br>・弔意を示す<br>・遺族の意向、要望等確認<br>・児童生徒や保護者への伝え方確認<br>・葬儀の予定、参列の可否確認 |                                                                                                                             |                                                |
|                                                                                             | <input type="checkbox"/> 集会、HR等の実施<br>・事実を伝える<br>・ケア体制を伝える<br>・情報の取り扱いについて注意する<br><input type="checkbox"/> 配慮の必要な児童生徒に対するケア | <input type="checkbox"/> 配慮の必要な児童生徒の保護者との協力、支援 |
|                                                                                             |                                                                                                                             | <input type="checkbox"/> 保護者宛通知の配布、保護者会の実施     |
|                                                                                             | <input type="checkbox"/> 葬儀の引率、見守り等                                                                                         | <input type="checkbox"/> 保護者への見守り依頼            |
| <input type="checkbox"/> 遺品の返却等<br><input type="checkbox"/> （適切な時期に）基本調査の結果報告               | <input type="checkbox"/> 継続的な見守り                                                                                            |                                                |

## 5 自殺が起きてしまったときの対応

### コラム

### 心と身体の健康調査

児童生徒へ事実を伝えた後に、「心と身体の健康調査」を実施し、事前に予想した以外に、配慮の必要な者がいるか確認するという方法があります。

また、健康調査は児童生徒が自分の気持ちや身体の変化に気づき、つらさを表現する機会となることや、教職員やSCが児童生徒の個別面談をする際に、調査項目について質問しながら面接ができる等、さまざまな場面で活用することができるツールです。

なお、実施については、その判断も含めSCの助言を受けてください。

こころからだけんこうちょうさ

### 心と身体の健康調査

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| じっしひ<br>実施日 | ねん<br>年 | がつ<br>月   | にち<br>日 |
| ねん<br>年     | くみ<br>組 | しめい<br>氏名 |         |

わたしたちにとって、とてもつらいことが起こりました。今回のできごとを知ってからあなたの様子について、教えてください。次の質問にあてはまるものに○をつけてください。

- |                                  |    |          |     |
|----------------------------------|----|----------|-----|
| 1. ねむれない (寝つきがわるい・夜中に目がさめる)。     | はい | すこ<br>少し | いいえ |
| 2. いやな夢やこわい夢を見る。                 | はい | すこ<br>少し | いいえ |
| 3. 気分がしずむ。                       | はい | すこ<br>少し | いいえ |
| 4. 小さな音でもびくっとする。                 | はい | すこ<br>少し | いいえ |
| 5. 人と話す気にならない。                   | はい | すこ<br>少し | いいえ |
| 6. いらいらしやすい。                     | はい | すこ<br>少し | いいえ |
| 7. 気持ちが動搖しやすい (落ち着かない)。          | はい | すこ<br>少し | いいえ |
| 8. いやなことを思い出させる場所や、人や物をさける。      | はい | すこ<br>少し | いいえ |
| 9. 身体が緊張しやすい。                    | はい | すこ<br>少し | いいえ |
| 10. 自分を責める (自分のせいで悪いことが起こったと思う)。 | はい | すこ<br>少し | いいえ |
| 11. 思い出したくないのに、いやなことを思い出す。       | はい | すこ<br>少し | いいえ |
| 12. 食欲がない。                       | はい | すこ<br>少し | いいえ |
| 13. ものごと (勉強など)に集中できない。          | はい | すこ<br>少し | いいえ |
| 14. 頭やお腹が痛い。                     | はい | すこ<br>少し | いいえ |
| 15. なにか不安だ。                      | はい | すこ<br>少し | いいえ |

いま きも か そだん  
今の気持ち \*どんなことでもいいですので、書いてください。相談したいことでもいいです。

東京都教育相談センター「生命にかかる事件・事故後の心のケア」第2版P. 28 (富永良喜・高橋哲作成「子ども版災害後ストレス反応」調査の加筆修正版) を再度加筆修正

「学校における緊急支援体制の確立～心的ケアの観点から～」(平成21年3月埼玉県立総合教育センター)

[http://www.edit.ne.jp/~ham/saitama\\_sc/322\\_shidousoudan.pdf](http://www.edit.ne.jp/~ham/saitama_sc/322_shidousoudan.pdf)

## 第3章 暴力行為防止について

### 1 基本的な心構え

#### ○ 全教職員が共通理解に基づいて指導する

「全教職員が常に同じ判断基準でぶれずに指導にあたること」、「児童生徒を指導する際、教職員によって指導の温度差がないようにすること」はとても重要です。

また、小さな問題行動についても初期段階での指導を学校全体で徹底することが暴力行為の防止につながります。

#### ○ 問題行動を起こす児童生徒の背景等を理解する

暴力行為等の防止のためには、問題行動を起こす児童生徒の背景を探る努力が必要です。背景には、例えば生活環境や発達上の課題がある場合も多く、そのような児童生徒を適切に支援していくために、SCやSSW等の協力も得ながら学校として適切な見立てを行う必要があります。そして、該当児童生徒に応じた「個に応じた支援計画」を作成・実施するとともに、効果を評価するサイクルの構築が求められます。

また、家庭訪問等を通して、日頃から保護者と十分に話し合い、指導方針についての理解と協力を得ることも不可欠です。

#### ○ 関係機関等との連携を図る

児童生徒が起こした暴力行為や児童生徒の抱える背景によっては、学校だけでは対応しきれない場合があります。その際には、学校が警察、医療、福祉等の関係機関と連携し、児童生徒の指導・支援を行う必要があります。

関係機関との連携に際しては、日頃から情報共有を密に行い、信頼関係を築いていくことが大切です。

## 2 暴力行為に関する事例と対応のポイント

### 2 暴力行為に関する事例と対応のポイント

#### 事例 1 暴言から金銭の要求、暴行へ

Aほか数名は、おとなしいBに目をつけ、日頃から暴言を吐いたり、軽く押したりする等の行為を繰り返していた。Bは親や先生への相談も考えたが、A達の行為がさらにエスカレートするのではないかと思い相談できずにいた。

ある日の昼休み、A達はBから金をもらおうと思い、校内の人気の無い場所に呼び出しが、Bは金がないため断った。すると、A達はBに対し、殴る蹴る等の暴行を加え、けがを負わせた。

たまたま通りかかった教諭がA達を注意して暴行をやめさせようとしたものの、すぐにはおさまらなかった。その後、騒ぎを知った他の教職員も集まったため、Aらの暴行をやめさせることができた。



このような事例の対応のポイントは何でしょうか？

### 事例1への対応のポイント

- 暴力行為への対応といじめへの対応の両方が求められる。
- 警察との連携について検討する。

暴力行為が徐々にエスカレートし、金銭の要求から負傷を負わせるまでに至っています。暴力行為の程度により警察と連携することが児童生徒の指導に効果があります。また、いじめ事案としての対応も必要です。

#### 具体的対応

- 現場での対応（暴力行為の制止） → 66ページ
- 迅速な事実の把握 → 66ページ
- 管理職等への報告 → 66ページ
- 対応について検討（緊急職員会議等）
  - ・指導方針の決定（状況によりSC、SSW等の協力を得る）  
→ 66・72ページ
- 対応
  - ・教育委員会との連携 → 66ページ
  - ・警察との連携 → 66ページ
  - ・いじめに関する被害児童生徒等への対応 → 17ページ
  - ・いじめに関する加害児童生徒等への対応 → 22ページ
- 児童生徒間暴力の未然防止
  - ・職員間での情報共有・共通行動 → 77ページ
  - ・学習環境等チェックリストの活用 → 78ページ
  - ・家庭・地域との連携 → 80ページ
  - ・問題行動等の防止を目的とした関係機関等によるネットワークの活用 → 77ページ
  - ・個に応じた指導 → 72ページ

## 2 暴力行為に関する事例と対応のポイント

### 事例2 担任の指導に激高し暴行

Aは授業を真剣に受けすることが少なく、授業中に突然大声でしゃべり始めたりすることもあった。担任はその都度指導するものの、行動に変容がなく苦慮していた。また、Aに同調する者が増え、授業中に一緒になって騒ぐ等、クラス全体が落ち着かない雰囲気となっていた。

ある日の授業中、担任がAを注意したところ、担任の指導が気にくわなかったAはいきなり教室から出て行った。担任はAの後を追いかけ、教室へ連れ戻そうとしたが、興奮状態のAは担任の背中を突き飛ばし、担任は壁に頭部を強打し負傷した。

この騒動を聞きつけた他の教職員が現場に集まり、Aの暴力行為が止んだ。



このような事例の対応のポイントは何でしょうか？

## 事例2への対応のポイント

- 問題行動を繰り返す児童生徒への指導体制を整えておく。
- 暴力については毅然とした対応が大切である。

学校生活に課題を持つ児童生徒に対しては、その背景を適切に見立てるとともに、あらかじめ指導方針・指導体制を整えておくことが必要です。暴力行為発生時には、その方針・体制に基づき、毅然と対応することが大切です。

### 具体的対応例

- 現場での対応（暴力行為の制止） → 66ページ
- 迅速な事実の把握 → 66ページ
- 管理職等への報告 → 66ページ
- 対応について検討（緊急職員会議等）
  - ・指導方針の決定（状況によりSC、SSW等の協力を得る） → 66・72ページ
- 対応
  - ・教育委員会との連携 → 66ページ
  - ・警察との連携 → 66ページ
  - ・問題行動を繰り返す加害児童生徒等への対応 → 72ページ
  - ・医療、福祉機関との連携 → 73ページ
  - ・特別支援学校のセンター的機能の活用 → 87ページ
- 対教師暴力の未然防止
  - ・職員間での情報共有・共通行動 → 77ページ
  - ・学習環境等チェックリストの活用 → 78ページ
  - ・家庭・地域との連携 → 80ページ
  - ・問題行動等の防止を目的とした関係機関等によるネットワークの活用 → 77ページ
  - ・個に応じた指導 → 72ページ

### 3 暴力行為が発生した際の具体的な対応

## 3 暴力行為が発生した際の具体的な対応

### (1) 暴力行為における初期対応

暴力行為が起きた際には、被害の対象者や周囲の児童生徒の安全確保が第一であり、まずは暴力行為をやめさせなければなりません。

安全確保後に、被害対象者、加害児童生徒双方から話を聴き、正確な事実を把握した上で、管理職まで報告し、全教職員で組織的な対応が取れるようにする必要があります。

また、警察等の関係機関との連携を必要とする暴力行為が発生した場合、学校は教育委員会に一報をあげる必要があります。その後も学校は新しい情報を教育委員会に伝え、情報を共有し連携を図ることが重要です。

#### 対応のポイント

- ・ 暴力行為の制止、沈静化
- ・ 正確かつ迅速な事実把握（暴力行為の内容、原因等）
- ・ 管理職に事実を報告し、組織での対応を確認
- ・ 教育委員会との連携

### ※ 興奮した児童生徒（加害者側に）に対する対応

興奮した児童生徒の行為をやめさせ、落ち着かせ、行為を自覚させ、反省させるよう指導します。

- ・ 一人では対応せず、複数の教職員で落ち着いて対応する。
- ・ 「やめなさい」等の単純で明確な指示を繰り返す。
- ・ 必要であれば身体を押さえるなど、自己の身体を守り、他者を救うための正当防衛としての行為を行う。
- ・ 児童生徒が心を開いている教職員が別室で話を聴き、思いを引き出し、受け止める。
- ・ 叱責・説諭等にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真の反省に至るように粘り強く指導する。

### ※ 教育委員会との連携

学校は事故が起きたら教育委員会と対応について協議し、問題解決に向けて学校全体で対応する必要があります。

- ・ 事故の一報は教育委員会に速やかに行う。
- ・ 新しい情報が入り次第、遅滞なく教育委員会に報告し連携を図る。

### (2) 警察との連携

管轄の警察署（生活安全課等）と日頃から連携し、情報を共有しておくことが重要です。学校で指導しても暴力行為等を繰り返す児童生徒については、軽微な段階から情報を警察に伝えておくことで、暴力行為等がエスカレートするのを防ぐことができる場合もあります。

### 3 暴力行為が発生した際の具体的な対応

反対に、「学校で暴力行為等を抱え込んだ末、エスカレートしてしまってからの連絡」や「重大な事故が起きた後すぐに連絡せず、学校で独自に指導してしまってからの連絡」では、例えば証拠がなくなってしまう等、警察の捜査に支障をきたす場合があります。そのため、学校が認知した段階でためらうことなく警察と連携することが望まれます。

暴力行為に限らず、学校での指導だけでは十分な効果をあげることが困難であると判断される場合、特に児童生徒の生命や身体の安全が脅かされるなどの緊急の場合は、ためらわずに警察に通報・相談することが必要です。

警察に通報した場合には、警察の捜査に積極的に協力することが重要です。

#### 対応のポイント

- ・ 気になる児童生徒については日頃から相談・情報共有  
(警察担当者と顔の見える関係を築いておくことも大切)
- ・ 事案によっては速やかに通報
- ・ 警察の捜査には積極的に協力  
(学校からの要望がある場合は相談することも大切)

学校と警察との連携に関して、平成15年に県教育委員会及びさいたま市教育委員会並びに県警察本部との間で「学校と警察署との連絡等に関する協定書」(100ページ参照)を締結しており、また各市町村教育委員会においても、管轄警察署と同様の協定を締結しています。

#### コラム

#### 警察との連携を考える際の二つの視点

警察等との連携では、「日々の連携」と「緊急時の連携」の二つの視点を意識しましょう。「日々の連携」を丁寧に行えば、問題行動等の減少、学校や家庭、地域の教育力の向上が期待できます。また、日頃からの交流があれば、問題行動等が発生したときに相談しやすく、円滑で適切な緊急時の連携ができます。

- ・ 日々の連携の例：交通安全教室、防犯教室、学校警察連絡協議会等
- ・ 緊急時の連携の例：深刻ないじめや暴力行為等が発生した場合に、保護者の理解を求めつつ、ためらわずに警察等に相談する等

参照：国立教育政策研究所 生徒指導リーフ12「学校と警察等との連携」

### 3 暴力行為が発生した際の具体的な対応

#### （3）警察と連携した事例

##### ① 児童生徒間暴力

###### 【事案の概要】

男女交際でのトラブルが原因で生徒同士が凶器を持って公園で決闘することになった。担任は他の生徒が落ち着かない様子なので声をかけ、決闘の情報を聞き出し、管理職に報告するとともに、警察署に通報した。

###### 【連携の効果等】

警戒中の警察官が、極度の興奮状態で決闘している生徒らを見つけ、直ちに制止し、決闘をやめさせることができた。負傷している生徒はいたが、最悪の事態を回避することができた。また、学校の求めに応じ警察官が緊急の学年集会で暴力行為防止の講話をを行い、事態の収拾が図られた。

##### ② 対教師暴力

###### 【事案の概要】

当該教諭は興奮状態の児童から背中を突き飛ばされ、目前に設置されていたガラス板に頭部から突っ込み負傷した。暴力を受けた教諭は、警察からの「ならぬものはならぬ」という指導を望み、警察に連絡し、被害の届け出をした。

###### 【連携の効果等】

加害児童とその保護者は学校からの指導に加えて、警察官から指導を受け、当該教諭に謝罪したことにより、「暴力行為は犯罪である」という認識を持たせることができた。また、警察の対応は、他の児童の引き締めにも効果があった。

##### ③ 器物損壊

###### 【事案の概要】

学校で窓ガラスを数十枚割られたり、校舎に落書きをされたりする事案が発生したが、犯人は不明であった。学校は被害届を警察に提出し、再発被害防止のため気になる生徒の情報等を警察に提供した。

###### 【連携の効果等】

警察は、気になる生徒について担任教諭が時系列で整理していた記録を資料化し、内偵捜査を行った結果、当該生徒の自宅から証拠品を押収し、検挙した。検挙された生徒は、施設入所となり矯正教育が施された。また、他の生徒らの安定した学習環境が確保された。

### 3 暴力行為が発生した際の具体的な対応

#### ④ 集団いじめによる負傷・不登校

##### 【事案の概要】

14歳未満の被害生徒は、学校で同級生のグループから約10段の階段を飛び降りるよう無理に要求され、飛び降りた結果数箇所を骨折した。その後も無視等のいじめが繰り返され、被害生徒は不登校となった。被害生徒側から被害届が警察に提出され、調査の結果、警察は加害生徒らを触法少年として児童相談所へ通告した。

##### 【問題点】

14歳未満の「触法少年」による犯罪行為であっても、児童相談所の児童福祉司による指導や家庭裁判所の審判に付す必要が認められる場合がある。学校は事案を認知したら速やかに警察へ相談することが望ましい。

#### ⑤ わいせつ事案

##### 【事案の概要】

加害生徒は、被害生徒の自宅近くまで後をつける行為を繰り返していた。被害生徒が学校に相談したところ、学校は加害生徒を厳しく指導したが、警察へは相談しなかった。加害生徒はそのことを逆恨みし、下校途中の被害生徒を待ち伏せし、性行為に及んだ。

学校が被害生徒・保護者からの報告を受け、加害生徒に事情を確認したところ、加害生徒は当初自分の行為について認めたものの、その後否認するようになった。被害生徒が警察に相談しても、被害の証拠が見つからなかったため事件化は見送られた。

##### 【問題点】

自宅近くまで後をつけられた時点で学校は警察に相談することを検討し、警告措置等を講じるべきであった。また、性犯罪は証拠が乏しいため事件化が難しく、再犯のおそれがあるため、認知段階で警察に速報する必要がある。

#### コラム 告発義務

告発義務とは、公務員が職務を行うに当たって犯罪行為を知った場合に、告発をしなければならないという義務（刑事訴訟法第239条）のことです。告発は、権限のある捜査機関（警察等）に対して、犯罪事実の検査・訴追の意思表示を行うものです。

生徒指導の関係では、学校において児童生徒の暴力行為や器物破損、悪質ないじめで犯罪行為に当たるものなどが行われた場合に、告発義務を有しています。他方、児童生徒の問題行動について、教育的な指導により改善が見込まれ、そのような指導が児童生徒の将来のために効果的である場合には、警察等の関係機関と連携しながら教育的な指導によって改善措置を講ずる場合もあります。しかし、その犯罪行為が重大な場合や指導を繰り返しても効果が見られない場合などは、告発を控えるのではなく、児童生徒の反省を促して規範意識を養うためにも、法律に則った措置が取られることが重要です。※文部科学省「生徒指導提要」抜粋

### 3 暴力行為が発生した際の具体的な対応

#### (4) 警察と連携する際のポイント

**事案発生！**

【学校内】対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊 等

【学校外】児童生徒や保護者からの相談、児童生徒の噂話 等

発生段階で犯罪行為であることが明らかな場合は警察の捜査に委ねます。

事案内容が判然としない場合等は、警察と相談の上、学校による調査に移行します。学校は、秩序維持のための調査権限や懲戒権限等を有します。

ただし、学校には司法機関と同様の捜査権・調査権はなく、「必要かつ相当な範囲」の調査に留まるとともに、加害者への懲戒処分等にも限界があります。このような学校の対応の限界については、あらかじめ被害者には丁寧に説明することが大切です。

暴力行為やいじめ等で、発生段階で明らかに犯罪行為にあたる場合には、学校が調査を行う前に、警察の捜査に委ねるべきです。

特に、前ページのようなわいせつ事案においては、学校が先に調査をしてしまったために、加害者の供述に影響を与えてしまい、被害届が提出された後の警察の捜査に支障を来してしまう場合もあります。

警察での捜査が難しくなれば、学校での指導に移っていきますが、その場合に例えば「加害者を退学せしろ」「クラス替えをしろ」という要望が被害者から出るなどの大きなトラブルになりかねず、対応が難しくなります。

このようなケースでは、**学校は被害者に寄り添いながら警察による捜査の必要性を説明するべきですが、その際、被害者の「あまり大事にしたくない」「子供が事情聴取されるのがかわいそうだ」等の心情から、被害届を提出したくないという状態になることもあります。**

その場合にも学校は、事案が繰り返される可能性があること等、警察での対応の必要性を丁寧に説明し、場合によっては被害者と一緒に警察に赴き相談するなどの対応が大切です。

そういういた説明をした上で、どうしても被害届を出したくないという意向が確認された場合には、学校には警察のような権限はなく、加害者への懲戒処分等にも限界があることをよく伝えた上で、具体的な指導の検討に移行します。

なお、学校から警察に相談した場合等、警察の捜査には全面的に協力すべきです。ただし、例えば警察が学校に入って捜査する際等で、学校として心配な点がある場合は、率直に学校としての心配事や考えを伝え、相談してみることが大切です。

また、学校が保有する個人情報等について照会があった場合、後で個人情報を伝えたことに対して非難されることが心配であれば、警察に対して「捜査関係事項照会書」を求めるとも考えられます。

## コラム

### 学校と警察との連携の一つの鍵「被害届」

「被害届」は、犯罪の被害に遭ったと考える者が、被害の事実と処罰の意思を警察等の捜査機関に申告する届出のことです。警察は「被害届」を受理した後、捜査を本格的に行うこととなります。したがって、警察との連携を進めていく上で、「被害届」は一つの大きな鍵となります。

しかし、学校内で起こったことに関して警察の介入を求める「教育の放棄」と受け止める考え方方が根強いのも事実です。また、「被害届」を出すとしても、どの時点で出せばよいのか、誰が出せばよいのか（学校か被害児童生徒・保護者か）判断が難しいのも事実です。そのため、学校だけではもはや対処できない事態に陥りながら抱え込みを続け、更に悪化させてしまう事例も見受けられます。

「被害届」は、加害者の行為を止め、被害者を守るとともに捜査という観点からの実態の解明につながる可能性を高めます。こうした意義を踏まえれば、関係する保護者の理解を得ながら「被害届」の提出について警察と相談し、前向きに検討を行うことも大切と言えます。

なお、「被害届」が提出された場合、学校は全教職員による加害者・被害者の見守り体制を整えるとともに、被害者の心身の安心と安全の確保に全力で取り組むことが必要です。

※国立教育政策研究所 生徒指導リーフ12「学校と警察等との連携」抜粋

### 3 暴力行為が発生した際の具体的な対応

#### (5) 個に応じた指導

問題行動を起こす児童生徒の背景には、多くの場合、生育環境や発達上の課題が存在しています。

問題行動を改善するためには、校内で統一して行っている指導を形式的に繰り返すだけではなく、児童生徒の個々の背景を適切に見立て、その上で指導・支援していくことが大切です。

そのためには、課題を教職員個人で抱え込みず、SCやSSW等の協力を得たり、特別支援学校のセンター的機能を活用したりしながら、家庭や関係機関等とも連携し、組織的に対応することが重要です。

#### 対応のポイント

##### ① 適切な見立て

日頃からの関係機関からの情報や、状況によりSCやSSW等の協力を得ながら、児童生徒の背景を探り、適切な見立てを行う必要があります。

##### ② 家庭の状況等の把握

児童生徒を注意深く観察するほか、家庭訪問や保護者面談等により、家庭での生活等に変化があるかどうかについて把握するように努めましょう。

##### ③ 指導・支援体制の構築

生徒指導組織と教育相談組織が連携し、個々の児童生徒が疎外感や孤立感を感じないような指導・支援体制を構築することが大切です。

- ・ 本人の気持ちに寄り添い、報われる経験を重ねましょう。
  - ・ 達成できる段階的な目標を立てて支援しましょう。
- ※ 「（不適切な行動を）しない」ではなく「（適切な行動を）する」ということ、「問題行動を起こさない」替わりに「ではどうすべきか」ということをともに考え、実践していくことが大切です。
- ・ いつ誰がどのように支援するか、具体的に話し合いましょう。
  - ・ 関係機関と対応や支援の方向性について情報を共有し話し合いましょう。

##### ④ 指導・支援のサイクル

指導に際しては、適切な見立て、支援計画、支援の実施、変化や効果を評価するというPDCAサイクルが重要です。

※ 小学校では、児童の背景について見立てを行う際、担任個人の判断によるところが大きくなる傾向があります。見立てが不確かな場合、対応を間違う可能性もあるため、専門家の協力を得て、学校として適切な見立てを行うことが重要です。

※ 課題が改善しても、それが一時的であったり、再び悪化したりする場合もあります。このため、一定期間の継続的見守りが必要です。

**コラム****高等学校における生徒への懲戒の適切な運用について**

高等学校における懲戒について、文部科学省では以下の点に留意するよう通知しています。

- ① 高等学校における生徒への懲戒については、その内容及び運用に関して、社会通念上の妥当性の確保を図ること
- ② 指導の透明性・公平性を確保し、学校全体としての一貫した指導を進める観点から生徒への懲戒に関する内容及び運用に関する基準について、あらかじめ明確化し、これを生徒や保護者等に周知すること
- ③ 懲戒に関する基準等の適用及び具体的指導について、その運用の状況や効果等について、絶えず点検・評価を行い、より効果的な運用の観点から、必要な場合には、その見直しについても適宜検討すること

高等学校に限らず、小・中学校においても、生徒指導のきまり等について、「社会通念上の妥当性の確保」、「生徒・保護者等への周知」、「点検・評価の実施」等の視点を持って、適宜見直しを検討することが大切です。

参照：高等学校における生徒への懲戒の適切な運用の徹底について（通知）（平成22年2月1日21初先生第30号）

#### **(6) 医療・福祉機関との連携**

問題行動を繰り返す児童生徒の背景を適切に見立てるためには、医療や福祉等の関係機関と連携した情報収集が必要です。連携を始める際、医療機関であればS C等、福祉機関であればS SW等が学校と関係機関の連携の入り口となる場合もあります。

##### **ア 医療機関との連携**

児童生徒の心身の健康状態、精神状態、発達特性（発達障害等）等に関する支援が必要と考えられる場合に連携が必要となってきます。

当該児童生徒に対して医師の診断等がある場合、学校は医師の助言を踏まえて指導・支援の方針を決めていかなければなりません。また、学校での当該児童生徒の様子を医師に伝え、学校での対応について医師からの助言を得たい時には、保護者の了承を得て、直接医師と会う等の対応も考えられます。

##### **イ 福祉機関との連携**

児童生徒の家庭や生活環境等（虐待、両親の不和、経済的な困窮等）に関する支援が必要と考えられる場合に連携が必要となってきます。

児童相談所や市町村（児童福祉担当課等）の担当者とは、日頃から情報交換を行い、顔の見える関係になっておくとよいでしょう。

また、問題行動を起こす児童生徒の背景に、虐待が疑われる場合もあります。その場合は、速やかに市町村（児童福祉担当課等）、児童相談所に通告する必要があります。

### 3 暴力行為が発生した際の具体的な対応

#### 対応のポイント

- ・ S C、 S S Wへの相談は医療・福祉機関との連携の入り口となります。
- ・ 医療機関との連携の際、場合によっては医師と直接会って話をするこ  
とも大切です。
- ・ 福祉機関との連携では、児童相談所や市町村の児童福祉担当課と日頃か  
ら情報交換することが不可欠です。

#### (7) 児童虐待が疑われる場合の通告義務

学校は、児童生徒に虐待の疑いがあると判断した場合、速やかに児童相談所や市町村の児童福祉担当課に通告しなければなりません。

(児童虐待の防止等に関する法律 第6条)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

日頃から児童生徒の様子を観察するとともに、必要な対応を理解しておくことが大切です。

児童生徒の観察については次ページ資料（厚生労働省「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の一部改正について（平成30年7月20日子家発0720第4号 子母発0720第4号）より）も参考にしてください。

#### <通告のポイント>

|                                                                     |                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 要保護児童の<br>家庭について<br>虐待と思われる<br>状況について<br>児童の状況<br>保護者の了解<br>通告者について | 氏名・年齢・性別・生年月日<br>住所・学校名・学年・組<br>保護者氏名・年齢・続柄・職業<br>系図化できるよう、きょうだいなど家族の状況、同居家族を明示<br>時系列により<br>いつから、どのような状況かなど記録に基づき説明<br>現在の居所、通学状況、様子など<br>この通告について、保護者は知っているか否かについて<br>職名・氏名・連絡先 |
|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※ 「教職員・保育従事者のための 児童虐待対応マニュアル」

（平成30年3月改訂 埼玉県・埼玉県教育委員会作成）より

#### <通告に関する対応の留意事項>

- ・ 通告の対応に関して、保護者から情報元に関する開示の求めがあつても応じてはな  
りません。保護者が威圧的な要求等を行う場合は、複数の機関で共同対処します。
- ・ 学校は要保護児童が欠席し、その理由を保護者から説明を受けている場合（学校が  
本人に面会ができる場合や入院による欠席で本人の状況の把握を行っている場  
合を除く）でも、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、速やかに市町村  
の児童福祉担当課または児童相談所に情報提供します。

### 3 暴力行為が発生した際の具体的な対応

別表3

#### 虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（「要支援児童等」）の様子や状況例【学齢期以降】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
- 様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
- 支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

|        | <input checked="" type="checkbox"/> 欄 | 様子や状況例                                              |
|--------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 子どもの様子 | 健康状態                                  | 不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。                          |
|        |                                       | 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。(学齢期に発現する夜尿は要注意)                     |
|        | 精神的に不安定                               | 警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。                 |
|        |                                       | 過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。                              |
|        |                                       | 教員等の顔色を伺ったり、接触を避けようしたりする。                           |
|        | 無関心、無反応                               | 表情が乏しく、受け答えが少ない。                                    |
|        |                                       | ボーつとしている、急に気力がなくなる。                                 |
|        | 攻撃性が強い                                | 落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。                |
|        |                                       | 他者とうまく関わらず、さいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。             |
|        |                                       | 大人に対して反抗的、暴言を吐く。                                    |
|        |                                       | 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。                    |
|        | 孤立                                    | 友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。                             |
| 保護者の様子 | 気になる行動                                | 担任の教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 |
|        |                                       | 不自然に子どもが保護者と密着している。                                 |
|        |                                       | 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。                               |
|        |                                       | 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。                                |
|        |                                       | 自暴自棄な言動がある。                                         |
|        | 反社会的な行動(非行)                           | 深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。                |
|        | 保護者への態度                               | 保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする。                             |
|        |                                       | 保護者といふとおどおどし、落ち着きがない。                               |
|        |                                       | 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。       |
|        | 身なりや衛生状態                              | からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。      |
|        |                                       | 季節にそぐわない服装をしている。                                    |
|        |                                       | 衣服が破れたり、汚れている。                                      |
|        |                                       | 虫歯の治療が行われていない。                                      |
| 保護者の様子 | 食事の状況                                 | 食べ物への執着が強く、過度に食べる。                                  |
|        |                                       | 極端な食欲不振が見られる。                                       |
|        |                                       | 友達に食べ物をねだることがよくある。                                  |
|        | 登校状況等                                 | 理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。                              |
|        |                                       | きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。                          |
|        |                                       | なにかと理由をつけてなかなか家に帰ったがらない。                            |
|        | 子どもへの関わり・対応                           | 理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。                                |
|        |                                       | 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。                           |
|        |                                       | 「かわいくない」「ににくい」など差別的な発言がある。                          |
|        |                                       | 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。                   |
|        |                                       | 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。      |
|        | きょうだいとの差別                             | きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。               |
|        |                                       | きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。                              |
|        | 心身の状態(健康状態)                           | 精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない)               |
|        |                                       | アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。                           |
|        |                                       | 子育てに関する強い不安がある。                                     |
|        |                                       | 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。                                 |
| 保護者の様子 | 気になる行動                                | 些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。                   |
|        |                                       | 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。                            |
|        |                                       | 他児の保護者との対立が頻回にある。                                   |
|        | 学校等との関わり                              | 長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。                     |
|        |                                       | 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。                      |
|        |                                       | 学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。                            |

### 3 暴力行為が発生した際の具体的な対応

|                    |           | □欄 | 様子や状況例                                |
|--------------------|-----------|----|---------------------------------------|
| 家族・家庭の状況           | 家族間の暴力、不和 |    | 夫婦間の口論、言い争いがある。                       |
|                    |           |    | 絶え間なくけんかがあつたり、家族(同居者間の暴力)不和がある。       |
|                    | 住居の状態     |    | 家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 |
|                    |           |    | 理由のわからない頻繁な転居がある。                     |
|                    | サポート等の状況  |    | 近隣との付き合いを拒否する。                        |
|                    |           |    | 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。          |
| 【その他 気になること、心配なこと】 |           |    |                                       |

|       |             | □欄 | 様子や状況例                                       |
|-------|-------------|----|----------------------------------------------|
| ※参考事項 | 経済的な困窮      |    | 保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。         |
|       | 生育上の問題      |    | 未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。 |
|       | 複雑な家族構成     |    | 親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)            |
|       | きょうだいが著しく多い |    | 養育の見通しもないままの無計画な出産による多子                      |
|       | 保護者の生育歴     |    | 被虐待歴、愛されなかつた思い等、何らかの心的外傷を抱えている。              |
|       | 養育技術の不足     |    | 知識不足、家事・育児能力の不足                              |
|       | 養育に協力する人の不在 |    | 親族や友人などの養育支援者が近くにいない。                        |
|       | 妊娠、出産       |    | 予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産                       |
|       | 若年の妊娠、出産    |    | 10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産                       |

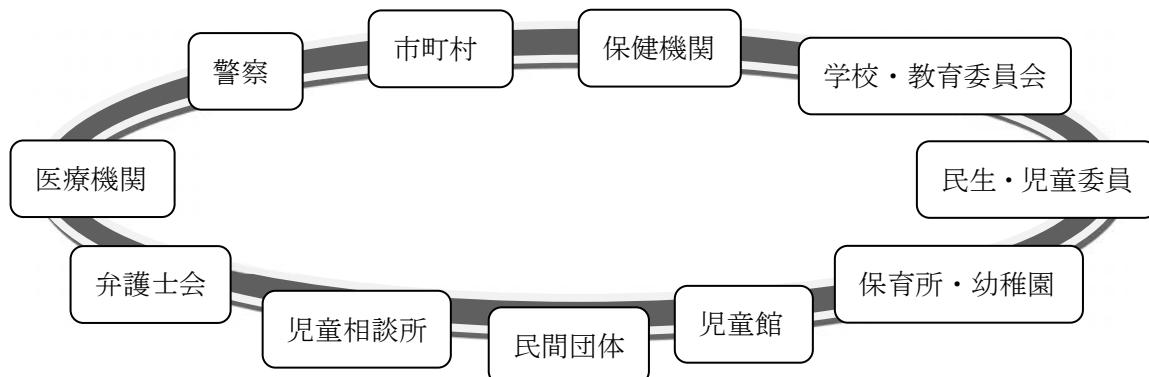
※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

#### コラム 要保護児童対策地域協議会とは

要保護児童の早期発見や、適切な保護・支援を図るために、関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応するために、市町村が設置するもので、以下のことが必要とされています。

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にする
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確にする

#### ○要保護児童対策地域協議会における関係機関イメージ図



参考：厚生労働省要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）スタートアップマニュアル等

## 4 暴力行為の未然防止に向けた取組

暴力行為を未然に防止するためには、児童生徒の健全な成長を意図した教育活動を学校全体で推進していく必要があります。学習の環境を整え、家庭や地域と連携するなど、暴力が起こらない安心・安全な学校となるような取組の実施が望されます。

### (1) 教職員間での情報共有・共通認識

担任や部活動顧問、学年等の主任、管理職、養護教諭、S C、S S W等、様々な立場の教職員が、気になる児童生徒の様子について、日頃から定例の会議等で情報共有を行い、児童生徒や家庭の状況の変化を敏感にとらえられるようにすることが大切です。

また、全教職員が小さな問題行動についても常に同じ判断基準でぶれずに指導を行うこと、生徒指導の方針や基準を保護者に周知し、理解を得ておくことも大切です。

#### 情報共有・共通認識のポイント

- ① 児童生徒に関する小さなことでも報告・連絡・相談を行う。
- ② 指導方針や基準等を明確にする。
  - ・ 学校全体で、「全員で必ずしなければいけないことは何か」を確認し、学校生活や授業中におけるマナーを明確にさせる。
- ③ 児童生徒への指導を徹底する。
  - ・ 「見守り」や「受容」の姿勢は大切にしつつ、「どういう理由があれ、ならぬものはならぬ」と注意しなければならない場面では、毅然とした対応をとることが重要。

### (2) 問題行動等の防止を目的とした関係機関等によるネットワークの活用

暴力行為などの問題行動等の背景には、児童生徒の置かれている環境の複雑化など、学校だけで対応しきれない課題があります。そこで、学校の実情に応じ、警察・福祉等の関係機関や自治会等地域関係者によるネットワークを編成することが考えられます。

ネットワークを編成した学校では、会議を定期的に開催し、情報共有や意見交換を行うなど、地域の力を借りた見守り体制を構築することが大切です。

#### ネットワークの構成員・活動例

<構成員>学校、市町村教育委員会、市町村の児童福祉担当課、警察、児童相談所、保護司、自治会、民生・児童委員、P T A等

<活動例>

- ① ネットワーク会議の開催（課題に対する情報交換、改善策の検討）
- ② 構成員の連携による学校支援（朝夕の挨拶運動、校内巡回、家庭訪問、声かけ活動 等）

#### 対応のポイント

- ・ 組織の構成員は、学校が主体となって決定する。
- ・ 情報共有を十分行い、具体的な行動連携について検討することが重要。
- ・ 児童生徒の個人情報の取り扱いを事前に決めておく。

## 4 暴力行為の未然防止に向けた取組

### (3) 学習環境の整備

児童生徒にとって学校生活の大半は授業です。落ち着いた学習環境を整えることが暴力行為等の防止の基盤となります。

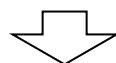
落ち着いた学習環境とは、例えば「チャイム着席ができている」「授業で使用するものの準備ができている」「授業中の私語がない」「授業中の姿勢が良い」「発言や話合いの仕方のルールが守られている」という状態ですが、この状態が乱れてくれば、暴力行為等の問題行動が発生しやすくなるでしょう。

校内の状況や児童生徒の様子を定期的に観察・点検することは重要です。学習環境等のチェックリストなどを参考にした定期的な確認を行い、課題を把握し、改善の方向を探るといったP D C Aサイクルを継続することが大切です。

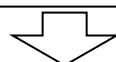
### 学習環境等チェックリスト活用の流れ

#### ① 学習環境等チェックリストの作成

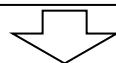
- 【留意点】
- ・小さな問題行動を見逃していないか
  - ・教職員の共通理解・共通行動ができるか



#### ② 教職員への実施 ※学校生活の節目ごとに定期的に実施

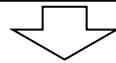


#### ③ 生徒指導担当者等で集計

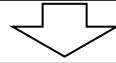


#### ④ 生徒指導委員会等で集計結果をもとに課題等を確認

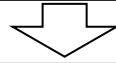
- ・児童生徒の課題を共通理解し、今後の具体的な指導方針を検討



#### ⑤ 職員会議等で周知・徹底し、指導を実践



#### ⑥ 指導結果の確認・見届け



#### ⑦ 学習環境等チェックリストの見直し

## 学習環境等チェックリスト（例）

|      | ☑欄 | チェック項目                                           |
|------|----|--------------------------------------------------|
| 校内様子 |    | 通学用鞄やサブバックが、机脇のフックやロッカーに整理整頓されていない。              |
|      |    | ゴミ等の散乱、黒板の落書き、掲示物の乱れ等、教室内の環境が乱れてきた。              |
|      |    | プリントが床に落ちていたり、ごみ箱に捨てられたりしている。                    |
|      |    | 通学用自転車置場が、乱雑な状況になってきた。                           |
|      |    | 校内掲示がはがされたり、落書きをされたりするようになってきた。                  |
|      |    | トイレにトイレットペーパーが無い、水道に石けんが無いなど、当たり前のものが無い状態が続いている。 |
|      |    | 廊下や階段などにゴミが落ちており、清掃が行き届いていない。                    |
|      |    | 飴やガムなどの包みが校内に落ちている。                              |
|      |    | 清掃用具や体育用具、飼育小屋などの整理整頓ができていない。                    |
|      |    | 下駄箱や自転車置き場でのいたずらや、学校図書の紛失等が目立つ。                  |

|         | ☑欄 | チェック項目                                |
|---------|----|---------------------------------------|
| 児童生徒の様子 |    | 授業の始めと終わりの挨拶の声が小さくなってきた。              |
|         |    | チャイム着席を守れない児童生徒が出てきた。                 |
|         |    | 授業開始時に授業道具を机上に出していない児童生徒が出てきた。        |
|         |    | 学級担任が話をしている時に私語が出てきた。                 |
|         |    | 授業中ノートを取らなくなってきた。                     |
|         |    | 授業中の姿勢が悪い児童生徒が出てきた。                   |
|         |    | 授業中の服装が乱れてきた。                         |
|         |    | 発言や話合いの仕方等、授業中の約束がルーズになってきた。          |
|         |    | 友達の言動を見下すような行為が目立ってきた。                |
|         |    | 学習に不要なものを持ってくる児童生徒が出てきた。              |
|         |    | 集会で整列できなかつたり、私語が出たりしてきた。              |
|         |    | 教職員や地域の方への言葉遣いが乱れてきた。                 |
|         |    | 登下校時等の児童生徒の様子について、地域から苦情が出てきた。        |
|         |    | 廊下を走る児童生徒が出てきた。                       |
|         |    | 上履き、下履きの区別をつけない児童生徒が出てきた。             |
|         |    | トイレや余裕教室など、教員の目の行き届かない場所にたむろするようになった。 |

※ 上記は参考例です。学校の実態に合わせ、チェックリストに加除修正を加えて活用してください。

## 4 暴力行為の未然防止に向けた取組

### (4) 暴力行為の未然防止のための取組例

#### ア 家庭・地域との連携

##### 家庭との連携

- 学校からの積極的な情報発信
  - ・ 学校がを目指す児童生徒像、学級担任の思い等を伝える。
  - ・ 授業や学校行事等の中で見られた児童生徒のよさや頑張っている具体的な様子を伝える。
  - ・ 課題についても丁寧に伝え、保護者に協力を呼びかける。
- 保護者との面談
  - ・ 家庭訪問や来校を依頼し、できるだけ直接会って話をする機会を設ける。
  - ・ 家庭にお願いしたいことについて伝えるとともに、保護者の子供への思いや子育て上の悩み、学校への要望等について聴く。

##### 地域との連携

- 体験活動の充実
  - ・ 地域住民や企業等に協力を依頼し、自然体験活動、奉仕活動、職場体験活動等を通して、子供の人間性の伸長を図る。
- 地域の人々の支援活動
  - ・ 地域の人材をゲストティーチャー等として積極的に依頼し、環境学習や郷土学習、読み聞かせ等の読書活動支援、部活動の指導等の協力をしてもらう。

#### 家庭・地域・関係機関等とは

- |        |                                                          |
|--------|----------------------------------------------------------|
| ○家庭    | 基本的な生活習慣の確立やものの感じ方・考え方・行動の仕方等人格を形成するうえで子供に極めて大きな影響を与える場所 |
| ○地域    | 子供を健全に育む学校周辺の重要な社会的環境<br>学校が活用できる貴重な教育資源                 |
| ○関係機関等 | 専門的な知識・技能を用いて子供や保護者を支える機関                                |

## イ 小中連携の推進

### 教員相互の交流

- ・ 夏季休業中に小・中学校合同で生徒指導研修会を実施する。
- ・ 授業研究会を実施し小・中学校の教員が互いに参観する。
- ・ 小・中学校の教員で「出前授業」を実施する。
- ・ 定期的に「小中連絡会」を開催する。

### 児童生徒の交流

- ・ 夏季休業中等を活用し、小学生の「部活動体験」を実施する。
- ・ 小学生の「中学校訪問」「中学校体験入学」等を実施する。

### 小・中学校同一歩調の指導方針・体制

- ・ 「生徒指導マニュアル小学校版・中学校版」を合同で作成する。

※ 小・中学校の教員が合同で協議し、授業規律を中心に、9年間を見通した生徒指導を行う。

### 生徒指導担当教員による定期的な学校訪問

- ・ 生徒指導主任等が、定期的（週に数回程度）に中学校区の小・中学校を訪問し、授業の補助や生徒指導部会等に参加する。

### ポイント

- ・ 小中連携の積極的な推進は教員の相互理解につながる。
- ・ 情報連携から行動連携に発展させる。

## ウ 授業等を工夫した積極的な生徒指導の推進

### コミュニケーション能力を高める取組

- ・ 朝の会で、全学級が毎回5名程度の1分間スピーチを実施する。
- ・ 学期に1回、学級ごとに討論会を実施する。司会、記録等を児童生徒から選出し、テーマも学級ごとに決定する。
- ・ 全ての教科・領域で、自分の意見を発表する活動、自分の考えを文章にする活動、班単位で話し合う活動等ができるだけ増やすよう教職員の意思を統一する。

## 4 暴力行為の未然防止に向けた取組

### エ 登下校時の活動

#### 朝のあいさつ運動

- ・ 児童会や生徒会の役員、委員会活動の一環として取り組む。
- ・ 児童生徒だけでなく教職員や保護者、地域の方も一緒に取り組む。
- ・ 小中合同であいさつ運動に取り組む。

#### 下校時等のパトロールの実践

- ・ 自治会や学校応援団等に児童生徒の下校時刻を知らせて、下校時のパトロールを依頼する。
- ・ 防災無線で児童生徒の下校時刻を知らせる。
- ・ 下校時に、教職員が地域の健全育成組織の方と連携して学区内のパトロールを行う。

#### ポイント

- ・ 保護者や地域の方の協力を得て実施する。

### オ 学校生活の中に静寂な時間を設ける活動

#### 朝読書

- ・ 毎朝または曜日を決めて10～15分程度の朝読書に全校で取り組む。

#### 無言清掃

- ・ 清掃活動中、音楽を流さず、私語をせず無言で行う。教職員も原則無言で児童生徒とともに清掃活動を行う。

#### 無言集会

- ・ 集会（朝会）時の私語や悪ふざけ等を防止するため、集会時間内だけでなく入退場も無言で行う。

#### ポイント

- ・ 学校で共通理解を図り、教職員も一緒に活動に取り組む。

## 第4章 関係機関との連携について

### 1 はじめに

#### (1) 連携とは

連携とは、学校だけでは対応しきれない児童生徒の問題行動に対して、関係機関と協力し、問題解決のために相互支援をすることです。すべてを相手に委ねるのではなく、**学校で「できること」「できないこと」を見極め、対応できない点を外部の専門機関などに援助してもらう**という考え方方が大切です。

#### (2) 連携のポイント

学校が関係機関等と連携を図っていく場合、児童生徒の精神的発達を促すための連携と、問題行動への対応を行う際の連携があります。

#### 児童生徒の発達を促すための連携

個々の児童生徒の自尊感情等の育成や規範意識の醸成など、学校教育全体を通じて積極的に生徒指導の働きかけを行い、問題行動を未然に防止するという視点を持つことが重要です。

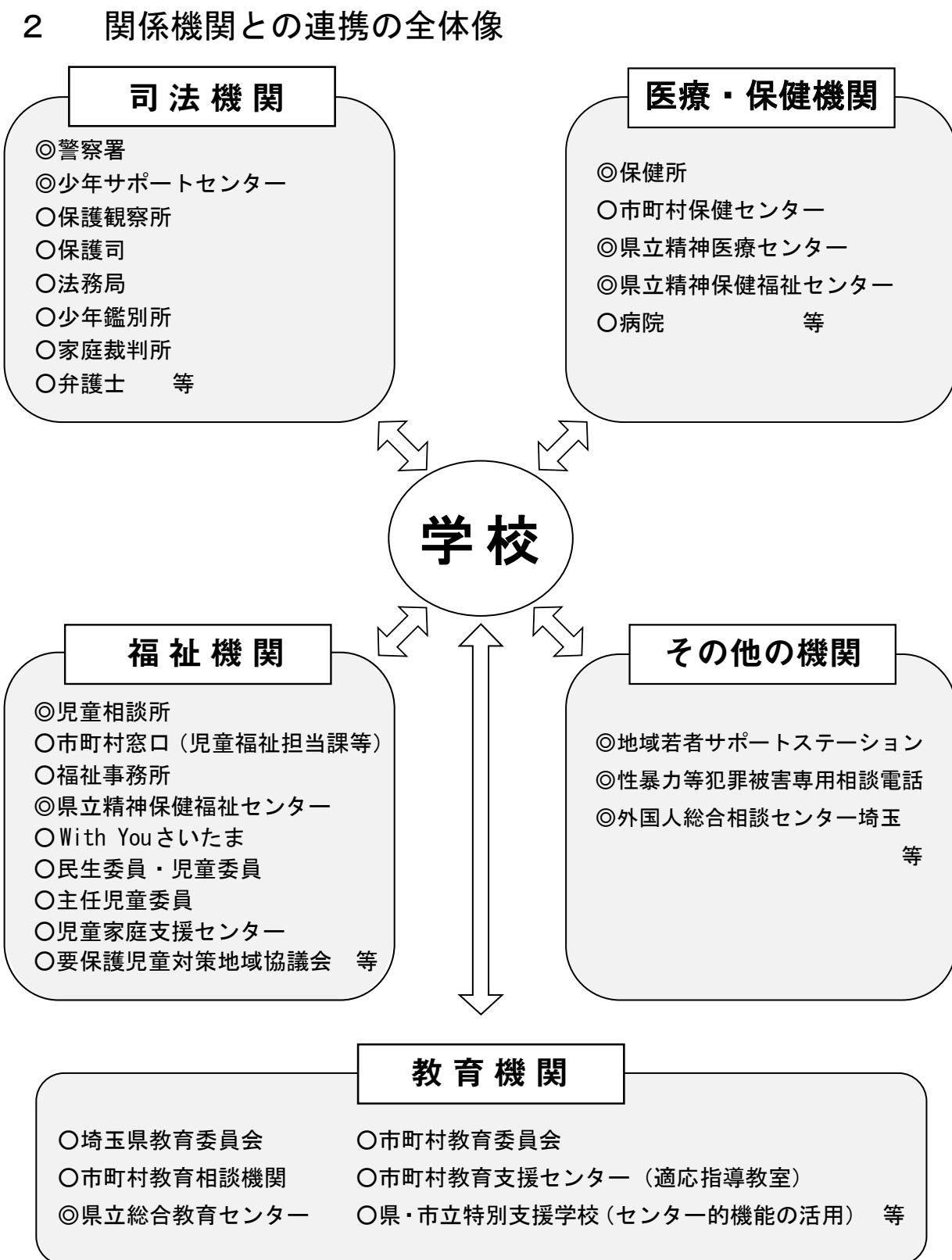
#### 問題行動への対応を行う際の連携

児童生徒の起こす問題行動の背景・要因に、家庭や生育環境などが複雑に関わっていることがあります。学校のみでは解決できない課題については、学校が関係機関と相互に協力して対応することが重要です。

#### 連携のポイント

- ・ 日頃から情報交換等を行い、いざというとき相談しやすい関係を構築する。
- ・ 学校が問題を抱え込んだり、関係機関に丸投げしたりしてはいけない。
- ・ 全職員が連携の必要性について理解しておくことが大切。
- ・ 情報収集やケース会議の運営、外部との連絡窓口など、中心的な役割を担う教員を明確にする。
- ・ 学校は必要に応じ、各自治体の個人情報保護条例に留意しながら児童生徒の抱える背景やその要因、学校としての指導方針、役割分担等を連携先に明確に示す。

## 2 関係機関との連携の全体像



※ ◎ 88 ページ以降に連絡先の掲載あり ○ 連絡先の掲載なし

【参考】県立総合教育センター平成29年度調査研究中間報告書「『チーム』の視点を取り入れた教育相談体制に関する調査研究 ([http://www.center.spec.ed.jp/?page\\_id=257](http://www.center.spec.ed.jp/?page_id=257))」

### 3 主な関係機関と役割

#### 司法機関

|             |                                        |
|-------------|----------------------------------------|
| □各警察署       | ・犯罪行為への対応、少年相談、非行防止教室等の実施              |
| □少年サポートセンター | ・警察における少年相談（少年自身や保護者・関係者等）の窓口          |
| □保護観察所      | ・保護観察となった少年等に対する遵守事項の指導監督、立ち直りの援護      |
| □保護司        | ・保護観察中の少年に対する面接の実施、学校との連携              |
| □法務局        | ・人権侵犯事件の調査・処理、人権相談、人権尊重思想の啓発活動等        |
| □少年鑑別所      | ・家庭裁判所により送致された少年の収容、審判等に資するための少年の資質の鑑別 |
| □家庭裁判所      | ・送致、通告された非行少年の性格や成育歴等の調査、処分等の決定        |
| □弁護士        | ・法的トラブルに関する相談等                         |

#### 医療・保健機関

|             |                                             |
|-------------|---------------------------------------------|
| □保健所        | ・子供の健康相談、心に関する相談等                           |
| □保健センター     | ・子供の健康相談、心に関する相談、健康診査、保健指導等                 |
| □精神医療センター   | ・精神科単科の病院                                   |
| □精神保健福祉センター | ・精神科医、精神保健福祉士、保健師等の配置<br>・精神保健に関する相談・指導・支援等 |
| □病院         | ・疾患の治療等                                     |

### 3 主な関係機関と役割

#### 福祉機関

|                |                                               |
|----------------|-----------------------------------------------|
| □児童相談所         | ・18歳未満の子供に関する相談、児童生徒や親への指導、支援、児童虐待への対応        |
| □市町村の児童福祉担当課   | ・児童福祉に関する必要な実態把握・情報提供、家庭等からの相談対応・調査・指導        |
| □福祉事務所         | ・生活保護、児童福祉、障害者福祉に関して援護、育成または更生の措置に関する事務       |
| □精神保健福祉センター    | ・精神科医、精神保健福祉士、保健師等の配置<br>・精神保健に関する相談・指導・支援等   |
| □With You さいたま | ・家庭内暴力の相談、男女共同参画社会づくりのための取組支援                 |
| □民生委員・児童委員     | ・児童等の生活や環境の状況把握、児童等に対する指導・援助、児童福祉の増進を図るための活動等 |
| □主任児童委員        | ・児童福祉に関する機関と民生児童委員との連絡調整、民生・児童委員の活動への援助等      |
| □児童家庭支援センター    | ・児童、家庭、地域住民から地域の児童に関する問題についての相談に応じ、助言・指導      |
| □要保護児童対策地域協議会  | ・要保護児童及びその保護者に関する情報交換、支援内容の協議                 |

#### その他の機関

|                             |                                                           |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------|
| □地域若者サポートステーション             | ・働くことに悩みを抱える15歳～39歳までの若者に対する相談、就労に向けた支援等                  |
| □性暴力等犯罪被害専用相談電話（アイリスホットライン） | ・性犯罪、性暴力被害者のための電話相談、面接相談、医療機関受診等                          |
| □外国人総合相談センター                | ・外国人を対象とした相談（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語） |

## コラム

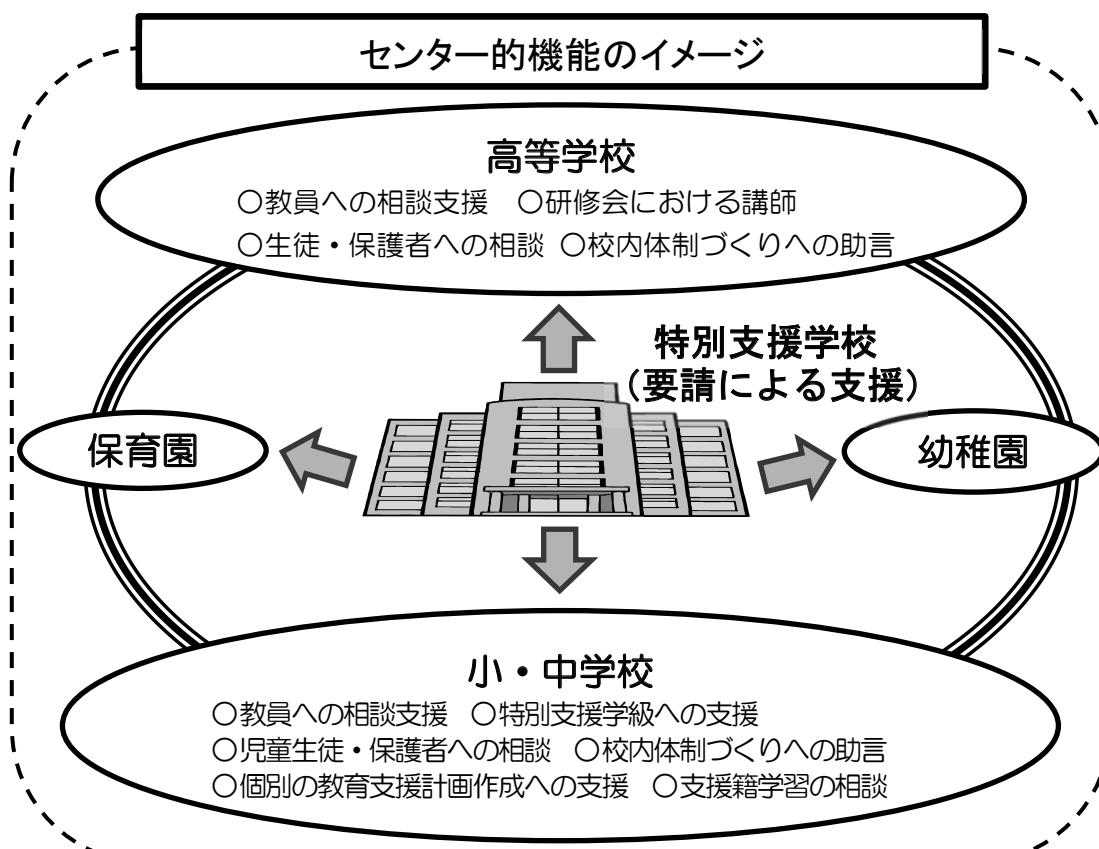
## 特別支援学校のセンター的機能

「障害のある児童生徒に応じた適切な教育について、特別支援学校が持っている専門性を生かして支援すること等」を特別支援学校のセンター的機能と言います。

特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター的機能を担う位置づけになっています。支援を受けたい場合は、学区の特別支援学校に連絡し、相談してみましょう。

## 【センター的機能の具体例】

- ① 小・中学校等の教員への支援
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供
- ③ 障害のある児童生徒等への指導・支援
- ④ 福祉、医療、労働関係機関等との連携・調整
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力 等



## 4 関係機関一覧

### 司法機関

#### ○ 埼玉県警察 各警察署

※学校から相談する際には、学校所在地に応じた警察署に相談する。

※児童生徒の家庭等から相談する際には、居住地に応じた警察署に相談する。

| 名称     | 電話番号         | 担当区域                                              |
|--------|--------------|---------------------------------------------------|
| 浦和警察署  | 048-825-0110 | さいたま市浦和区（上木崎1丁目を除く）、南区                            |
| 浦和東警察署 | 048-712-0110 | さいたま市緑区                                           |
| 浦和西警察署 | 048-854-0110 | さいたま市中央区(大字上落合、新都心を除く)、桜区、浦和区（上木崎1丁目）             |
| 大宮警察署  | 048-650-0110 | さいたま市北区、大宮区（上小町、櫛引町1丁目、三橋1～4丁目を除く）、中央区(大字上落合、新都心) |
| 大宮東警察署 | 048-682-0110 | さいたま市見沼区                                          |
| 大宮西警察署 | 048-625-0110 | さいたま市西区、大宮区（上小町、櫛引町1丁目、三橋1～4丁目）                   |
| 蕨警察署   | 048-444-0110 | 蕨市、戸田市                                            |
| 川口警察署  | 048-253-0110 | 川口市の一部（武南警察署の区域を除く）                               |
| 武南警察署  | 048-286-0110 | 川口市（芝川（新芝川との分岐点より下流を除く）及び新芝川より東（東領家4・5丁目を除く））     |
| 朝霞警察署  | 048-465-0110 | 朝霞市、志木市、和光市                                       |
| 新座警察署  | 048-482-0110 | 新座市                                               |
| 草加警察署  | 048-943-0110 | 草加市、八潮市                                           |
| 上尾警察署  | 048-773-0110 | 上尾市、桶川市、伊奈町                                       |
| 鴻巣警察署  | 048-543-0110 | 鴻巣市、北本市                                           |
| 川越警察署  | 049-224-0110 | 川越市                                               |
| 東入間警察署 | 049-269-0110 | 富士見市、ふじみ野市、三芳町                                    |
| 所沢警察署  | 04-2996-0110 | 所沢市                                               |
| 狭山警察署  | 04-2953-0110 | 狭山市、入間市                                           |
| 西入間警察署 | 049-284-0110 | 坂戸市、鶴ヶ島市、鳩山町、越生町、毛呂山町                             |
| 飯能警察署  | 042-972-0110 | 飯能市、日高市                                           |
| 東松山警察署 | 0493-25-0110 | 東松山市、川島町、吉見町、滑川町                                  |
| 小川警察署  | 0493-74-0110 | 小川町、嵐山町、ときがわ町、東秩父村                                |
| 秩父警察署  | 0494-24-0110 | 秩父市（旧吉田町の区域を除く）、横瀬町、皆野町、長瀬町                       |

| 名称     | 電話番号         | 担当区域                 |
|--------|--------------|----------------------|
| 小鹿野警察署 | 0494-75-0110 | 小鹿野町、秩父市（旧吉田町の区域）    |
| 本庄警察署  | 0495-22-0110 | 本庄市（旧児玉町の区域を除く）、上里町  |
| 児玉警察署  | 0495-72-0110 | 本庄市（旧児玉町の区域）、美里町、神川町 |
| 熊谷警察署  | 048-526-0110 | 熊谷市                  |
| 深谷警察署  | 048-575-0110 | 深谷市（旧川本町、花園町の区域を除く）  |
| 寄居警察署  | 048-581-0110 | 寄居町、深谷市（旧川本町、花園町の区域） |
| 行田警察署  | 048-553-0110 | 行田市                  |
| 羽生警察署  | 048-562-0110 | 羽生市                  |
| 加須警察署  | 0480-62-0110 | 加須市                  |
| 岩槻警察署  | 048-757-0110 | さいたま市岩槻区、蓮田市         |
| 春日部警察署 | 048-734-0110 | 春日部市                 |
| 越谷警察署  | 048-964-0110 | 越谷市                  |
| 久喜警察署  | 0480-24-0110 | 久喜市（旧栗橋町の区域を除く）、白岡市  |
| 幸手警察署  | 0480-42-0110 | 幸手市、久喜市（旧栗橋町の区域）     |
| 杉戸警察署  | 0480-33-0110 | 杉戸町、宮代町              |
| 吉川警察署  | 048-958-0110 | 吉川市、三郷市、松伏町          |

## ○ 埼玉県警察少年サポートセンター

| 名称                               | 電話番号・所在地                               | 受付・相談時間等                               |
|----------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 埼玉県警察少年サポートセンター                  | 048-865-4152<br>武藏浦和ラムザタワー3階           | 電話・面接<br>月～土<br>8:30～17:15<br>(面接は予約制) |
| 埼玉県警察少年サポートセンター<br>(ヤングテレホンコーナー) | 048-861-1152<br>武藏浦和ラムザタワー3階           |                                        |
| 少年サポートセンター<br>西分室川越相談室           | 049-239-6598<br>川越市教育センター一分室 1階        | 電話・面接<br>月～金<br>9:00～16:00<br>(面接は予約制) |
| 少年サポートセンター<br>北分室熊谷相談室           | 048-524-4016<br>熊谷市立婦人児童館 2階           |                                        |
| 少年サポートセンター<br>東分室越谷相談室           | 048-963-0100<br>埼玉県越谷合同庁舎内越谷建築安全センター2階 |                                        |

## 4 関係機関一覧

### 医療・保健機関

#### ○ 埼玉県内の保健所一覧

| 名称       | 電話番号         | 担当区域                        |
|----------|--------------|-----------------------------|
| 南部保健所    | 048-262-6111 | 蕨、戸田                        |
| 朝霞保健所    | 048-461-0468 | 朝霞、志木、和光、新座、富士見、ふじみ野、三芳     |
| 春日部保健所   | 048-737-2133 | 春日部、松伏                      |
| 草加保健所    | 048-925-1551 | 草加、八潮、三郷、吉川                 |
| 鴻巣保健所    | 048-541-0249 | 鴻巣、上尾、桶川、北本、伊奈              |
| 東松山保健所   | 0493-22-0280 | 東松山、滑川、嵐山、小川、川島、吉見、ときがわ、東秩父 |
| 坂戸保健所    | 049-283-7815 | 坂戸、鶴ヶ島、毛呂山、越生、鳩山            |
| 狭山保健所    | 04-2954-6212 | 所沢、飯能、狭山、入間、日高              |
| 加須保健所    | 0480-61-1216 | 行田、加須、羽生                    |
| 幸手保健所    | 0480-42-1101 | 久喜、蓮田、幸手、白岡、宮代、杉戸           |
| 熊谷保健所    | 048-523-2811 | 熊谷、深谷、寄居                    |
| 本庄保健所    | 0495-22-6481 | 本庄、美里、神川、上里                 |
| 秩父保健所    | 0494-22-3824 | 秩父、横瀬、皆野、長瀬、小鹿野             |
| さいたま市保健所 | 048-840-2205 | さいたま                        |
| 川越市保健所   | 049-227-5101 | 川越                          |
| 越谷市保健所   | 048-973-7530 | 越谷                          |
| 川口市保健所   | 048-266-5557 | 川口                          |

#### ○ 埼玉県立精神医療センター

| 電話番号                    | 受付                                              |
|-------------------------|-------------------------------------------------|
| 048-723-6803<br>※初診電話予約 | 土、日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く毎日<br>平日 8:45～17:00 |

#### ○ 埼玉県立精神保健福祉センター

| 相談内容                                          | 電話番号                       | 受付・相談時間等                                              |
|-----------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------|
| 精神保健福祉相談（精神的な病気、不安や悩みで生活に支障がある、対人関係・引きこもりの悩み） | 048-723-3333<br>※さいたま市以外の方 | 来所相談予約受付<br>月～金 9:00～17:00<br>※予約専用電話<br>048-723-6811 |

## 福祉機関

### ○ 埼玉県児童相談所一覧

| 名称                   | 電話番号         | 管轄区域                                                           |
|----------------------|--------------|----------------------------------------------------------------|
| 中央児童相談所              | 048-775-4152 | 鴻巣、上尾、桶川、久喜、北本、蓮田、白岡、伊奈                                        |
| 南児童相談所               | 048-262-4152 | 川口、蕨、戸田                                                        |
| 川越児童相談所              | 049-223-4152 | 川越、東松山、富士見、ふじみ野、坂戸、鶴ヶ島、日高、三芳、毛呂山、越生、滑川、嵐山、小川、ときがわ、川島、吉見、鳩山、東秩父 |
| 所沢児童相談所              | 04-2992-4152 | 所沢、飯能、狭山、入間、朝霞、志木、和光、新座                                        |
| 熊谷児童相談所              | 048-521-4152 | 熊谷、行田、秩父、加須、本庄、羽生、深谷、横瀬、皆野、長瀬、小鹿野、美里、神川、上里、寄居                  |
| 越谷児童相談所              | 048-975-4152 | 春日部、越谷、幸手、宮代、杉戸、松伏                                             |
| 草加児童相談所<br>※平成31年4月～ | 048-920-4152 | 草加、八潮、三郷、吉川                                                    |
| さいたま市<br>児童相談所       | 048-711-2416 | さいたま                                                           |

## その他の機関

### ○ 地域若者サポートステーション

| 相談機関                                      | 電話番号         | 受付・相談時間等                                |
|-------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------|
| かわぐち若者サポートステーション                          | 048-255-8680 | 開所日：月～土（祝日除く）<br>時間：9：00～16：30          |
| かわごえ若者サポートステーション（かわぐち若者サポートステーション常設サテライト） | 049-236-3541 | 開所日：月、火、金（祝日除く）<br>時間：9：00～16：30        |
| 深谷若者サポートステーション                            | 048-577-4727 | 開所日：月～金、第4土<br>時間：9：00～17：00            |
| 地域若者サポートステーションさいたま                        | 048-650-9898 | 開所日：月～金、第1土～第4土（祝日を除く）<br>時間：9：30～17：00 |
| 埼玉とうぶ若者サポートステーション                         | 048-741-6583 | 開所日：月～日（祝日除く）<br>時間：10：00～17：00         |

※平成31年3月31日現在の情報。最新情報は <http://saposute-net.mhlw.go.jp/> を参照。

#### 4 関係機関一覧

##### ○ 性暴力等犯罪被害専用相談電話（アイリスホットライン）

| 電話番号         | 受付・相談時間等                                                                                                                                                                          |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 048-839-8341 | 電話 月～金 8：30～21：00 土 13：00～17：00<br>※相談は女性相談員が対応<br>※面接は予約制<br>※医療機関受診（緊急避妊の処置、性感染症等の検査）<br>【緊急避妊の措置は72時間以内】<br>※医療機関における証拠資料採取<br>※法律相談<br>※付き添い支援（必要に応じて相談員が病院・警察・弁護士事務所などへ付き添う） |

##### ○ 外国人総合相談センター埼玉

| 相談内容          | 電話番号         | 受付・相談時間等                                                                          |
|---------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 外国語による生活全般の相談 | 048-833-3296 | 月～金<br>9：00～16：00<br>※面接相談は予約が必要<br>F A X : 048-833-3600<br>E メール : sodan@sia1.jp |

※ 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、やさしい日本語 に対応

# 資料編

## 1 個人向け相談窓口一覧

※ 児童生徒や保護者に相談機関の紹介が必要な際等に御活用ください。

### ○ 子供・青少年に関する相談窓口

| 相談内容                                      | 相談機関                            | 電話番号         | 受付・相談時間等                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------|---------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| いじめ等の悩み                                   | 24時間子供SOSダイヤル                   | 0120-0-78310 | ※全国どこからでも夜間・休日を含め24時間いじめ等の悩みを相談できるよう設置。原則所在地の教育委員会の相談機関に接続される。                                                                                                                                                                |
| 虐待                                        | 埼玉県虐待通報ダイヤル                     | #7171        | 24時間(いつでも)<br>365日(毎日)<br>※通話料有料<br>※つながらない場合の連絡先<br>048-762-7533                                                                                                                                                             |
| 養育、虐待、発達の遅れ、心身の障害、性格、非行など<br>(18歳未満の児童対象) | 児童相談所<br>※P91参照                 |              | 電話 月～金<br>8:30～18:15<br>上記以外の時間帯での緊急性のある児童虐待通報窓口(休日夜間児童虐待通報ダイヤル<br>048-779-1154)<br>※児童相談所全国共通ダイヤル「189」にかけると、近くの児童相談所につながる。<br>【さいたま市児童相談所】<br>電話 月～金<br>8:30～18:00<br>上記以外の時間帯での緊急性のある児童虐待通報窓口(24時間児童虐待通告電話<br>048-711-6824) |
| 生活習慣、言語、思春期の問題など                          | 市町村の家庭児童相談窓口                    |              | ※各市町村へお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                             |
| 子どもの悩み全般(いじめや体罰、子育てなど)                    | 子どもスマイルネット<br>(埼玉県こども安全課)       | 048-822-7007 | 電話 毎日 10:30～18:00<br>いじめや体罰などの権利侵害については予約制で面接相談を行っている。                                                                                                                                                                        |
| いじめ・虐待など子どもの人権<br>※大人の利用も可                | 子どもの人権 110番<br>(さいたま地方法務局人権擁護課) | 0120-007-110 | 月～金 8:30～17:15                                                                                                                                                                                                                |

## 1 個人向け相談窓口一覧

| 相談内容                                 | 相談機関                                        | 電話番号                                         | 受付・相談時間等                                                                                                  |
|--------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| いじめ、不登校、学校生活、性格など                    | 県立総合教育センター よい子の電話教育相談（子供用）                  | #7300 又は<br>0120-86-3192                     | 電話<br>毎日 24 時間受付<br>FAX : 0120-81-3192<br>Eメール : <a href="mailto:soudan@spec.ed.jp">soudan@spec.ed.jp</a> |
|                                      | 県立総合教育センター よい子の電話教育相談（保護者用）                 | 048-556-0874                                 |                                                                                                           |
| いじめ、不登校、性格、行動、学習の遅れ、発達、障害など          | 県立総合教育センター<br>一面接相談<br>(対象：小学生～18歳)         | 048-556-4180                                 | 面接予約<br>月～金<br>9:00～17:00                                                                                 |
| 少年や保護者などからの非行・家出・いじめ等、少年問題に関する相談     | 埼玉県警察少年サポートセンター<br>※P89 参照                  |                                              |                                                                                                           |
| 非行・犯罪、親子関係、職場・学校等でのトラブル、交友関係等についての相談 | さいたま法務少年支援センター 非行防止相談室 ひいらぎ<br>(さいたま少年鑑別所内) | 048-862-2051<br>0570-085-085<br>(全国共通相談ダイヤル) | 電話・面接<br>月～金<br>9:00～12:15<br>13:00～17:00<br>(原則予約制)                                                      |

## ○犯罪被害に関する相談窓口

| 相談内容                        | 相談機関                  | 電話番号                     | 受付・相談時間等                                                              |
|-----------------------------|-----------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 犯罪被害にあわれた方とそのご家族などの精神的なサポート | 埼玉県警察<br>犯罪被害者支援室     | 0120-381858              | 電話・面接・カウンセリング<br>月～金 8:30～17:15<br>面接・カウンセリングは予約制                     |
| 犯罪等の被害者が抱える不安や悩みへの相談・支援     | (公社)<br>埼玉犯罪被害者援助センター | 048-865-7830             | 電話・面接（面接は要予約）<br>月～金 8:30～17:00<br>カウンセリング（要予約）<br>第2・4金に弁護士相談実施（要予約） |
| 性暴力等犯罪被害の相談・支援              | アイリスホットライン<br>※P92 参照 |                          |                                                                       |
| 性犯罪被害相談                     | 埼玉県警察<br>犯罪被害者支援室     | #8103 又は<br>048-864-1761 | 電話<br>月～金 8:30～17:15<br>※上記の時間以外は警察本部の当直勤務員が対応                        |

## ○医療・福祉に関する相談窓口

| 相談内容                                                      | 相談機関                               | 電話番号               | 受付・相談時間等                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 病気予防、健康、精神保健などの相談                                         | 最寄りの保健所（※P90 参照）、市町村保健センターが相談に応じる。 |                    |                                                                                                         |
| 精神保健福祉相談（精神的な病気、不安や悩みで生活に支障がある、対人関係・引きこもりの悩み、飲酒問題、薬物依存など） | 埼玉県立精神保健福祉センター<br>※さいたま市以外の方       | 048-723-3333       | 来所相談予約受付<br>月～金 9:00～17:00                                                                              |
|                                                           | 最寄りの保健所（P90 参照）、市町村担当窓口でも相談に応じる。   |                    |                                                                                                         |
|                                                           | さいたま市こころの健康センター<br>※さいたま市の方        | 048-762-8548       | 電話・面接<br>月～金 9:00～17:00<br>(面接相談は予約制)                                                                   |
| こころの健康や悩みに関する相談                                           | 埼玉県こころの電話<br>※さいたま市以外の方            | 048-723-1447       | 月～金<br>9:00～17:00                                                                                       |
|                                                           | さいたま市こころの電話<br>※さいたま市の方            | 048-762-8554       | 月～金<br>9:00～16:00                                                                                       |
| 子供から大人までひきこもりに関する相談                                       | 埼玉県ひきこもり相談サポートセンター                 | 048-971-5613       | 電話・面接 月・水～土<br>10:00～18:00 (面接は予約制)<br>Eメール: <a href="mailto:center@k-largo.org">center@k-largo.org</a> |
| 自殺防止・いのちの電話                                               | こころの健康相談統一ダイヤル                     | 0570-064-556       | 月～金 (面接は予約制)<br>9:00～17:00<br>※さいたま市の方は 9:00～16:00                                                      |
|                                                           | 埼玉いのちの電話                           | 048-645-4343       | 24 時間 365 日<br>(インターネット相談は「埼玉いのちの電話」ホームページから)                                                           |
|                                                           | 自殺予防いのちの電話(フリーダイヤル)                | 0120-783-556       | 毎月 10 日 8:00～翌 11 日 8:00 までの 24 時間                                                                      |
|                                                           | よりそいホットライン (5 番)                   | 0120-279-338<br>→5 | 24 時間年中無休 (通話料無料)                                                                                       |

## ○その他の相談窓口

| 相談内容                        | 相談機関                       | 受付・相談時間等                                                                                                     |
|-----------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 外国語による生活全般の相談               | 外国人総合相談センター埼玉<br>※P92 参照   |                                                                                                              |
| インターネット・スマホ等での違法・有害情報に関する相談 | 違法・有害情報相談センター<br>(総務省支援事業) | インターネット相談 : <a href="http://www.ihaho.jp">http://www.ihaho.jp</a><br>※相談フォームからの相談受付後は、電話での対応も行っている。<br>※相談無料 |
| インターネット被害に関する相談             | 最寄りの警察署またはけいさつ総合相談センター     | (けいさつ総合相談センター)<br>#9110 (ダイヤル回線及び一部のIP電話不可)<br>又は048-822-9110                                                |

## 2 児童生徒への懲戒に関する関係法令等

### 2 児童生徒への懲戒に関する関係法令等

#### ○ 学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

#### ○ 学校教育法施行規則

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- ② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。
- ③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）、義務教育学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。
  - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
  - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
  - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
  - 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- ④ 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

#### ○ 埼玉県立中学校管理規則（平成15年3月28日教育委員会規則第25号） (懲戒)

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

- ② 懲戒のうち、退学及び訓告の処分は、校長が行う。
- ③ 前項による退学は、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。
  - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
  - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
  - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
  - 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- ④ 退学の処分を行った場合は、校長はその旨をその者の指導要録に記載し、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

#### ○ 埼玉県立高等学校通則（昭和30年9月1日教育委員会規則第5号） (懲戒)

第27条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。

- ② 懲戒のうち、戒告、謹慎、停学及び退学の処分は、校長が行う。
- ③ 前項による退学は、次の各号の一に該当する場合に限る。
  - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
  - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
  - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
  - 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- ④ 前各項による懲戒の手続きその他必要な事項は、別に定める。

### 3 生徒懲戒の適切な運用に関するチェックリスト

|                          |    |                                                                                                                        |
|--------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1  | 生徒への懲戒に関する基準について、校内規程で具体的に定めている。                                                                                       |
| <input type="checkbox"/> | 2  | 生徒への懲戒に関する基準を生徒や保護者に周知している。                                                                                            |
| <input type="checkbox"/> | 3  | 生徒への懲戒に関する基準について、点検・評価を行うとともに、必要に応じて見直している。                                                                            |
| <input type="checkbox"/> | 4  | 事故等が発生した際、適切かつ迅速に対応するための「危機管理マニュアル」等が整備されている。                                                                          |
| <input type="checkbox"/> | 5  | 校内研修等を通じ、平成21年5月11日付教生指114号「生徒懲戒の適切な運用について(通知)」に基づき、通知の留意点等について、教職員に周知し、学校全体としての一貫した指導を進めている。                          |
| <input type="checkbox"/> | 6  | 長期休業中等を含め、生徒の非行・問題行動が発生した場合、速やかに、校長に報告が届くシステムが確立されている。                                                                 |
| <input type="checkbox"/> | 7  | 問題行動の発生後、懲戒処分の実施まで、臨時職員会議を開くなど、慎重かつ迅速に手続きが行われている。                                                                      |
| <input type="checkbox"/> | 8  | いわゆる「自宅待機」を命ずることについては、他の生徒に危害が及ぶ可能性があるなどやむを得ない場合に限定し、個別に事案の検討を十分に行い慎重に判断している。また、自宅待機の期間は極力短くするとともに、その日数は懲戒処分の期間に含めている。 |
| <input type="checkbox"/> | 9  | 「懲戒処分としての退学」と「自主的な進路変更」との違いについて、保護者・生徒から誤解を招かないように注意している。                                                              |
| <input type="checkbox"/> | 10 | 生徒への懲戒を行うに当たっては、事実関係の調査や保護者への連絡など、適正な手続きを経ている。                                                                         |
| <input type="checkbox"/> | 11 | 事実確認の実施に当たっては、対応者やその人数、場所、要する時間について、合理的範囲を逸脱しないように対応するとともに、食事、用便等について、配慮している。                                          |
| <input type="checkbox"/> | 12 | 授業時間中の事実確認の実施に当たっては、当該授業を出席・公欠扱いとするとともに、補習授業を行うなどの配慮をしている。                                                             |
| <input type="checkbox"/> | 13 | 懲戒処分の原案の作成に当たっては、生徒への懲戒に関する基準に照らしながら、個別に審議し、管理職が参加する会議で検討している。                                                         |
| <input type="checkbox"/> | 14 | 生徒の進退に関わる処分を検討する場合は、県教育委員会と連携し、適切な懲戒処分が行われるよう心掛けている。                                                                   |
| <input type="checkbox"/> | 15 | 懲戒処分の原案は、職員会議で検討し、校長が決定するとともに、会議録を適切に作成保管している。                                                                         |
| <input type="checkbox"/> | 16 | 懲戒処分を命ずる時には、校長が保護者・生徒に対し、口頭または文書で行っている。                                                                                |
| <input type="checkbox"/> | 17 | 懲戒処分を命ずる時には、生徒等に弁明の機会を与えている。                                                                                           |
| <input type="checkbox"/> | 18 | 「謹慎」や「停学」の懲戒処分を命ずる時には、その終期を明示している。                                                                                     |
| <input type="checkbox"/> | 19 | 懲戒処分期間に、自己を振り返る機会を与えるため、社会体験活動を行うなどの工夫を行っている。                                                                          |
| <input type="checkbox"/> | 20 | 懲戒処分期間に新たな問題行動が生じた場合は、処分期間を延長せず、その問題行動への対応について別途検討している。                                                                |
| <input type="checkbox"/> | 21 | 生徒への懲戒を行う際には、事実概要を記録としてまとめ、適正に保管している。                                                                                  |
| <input type="checkbox"/> | 22 | 「停学」または「退学」の懲戒処分を行った場合は、校長はその旨を指導要録に記載し、速やかに県教育委員会に報告している。                                                             |
| <input type="checkbox"/> | 23 | 事後指導として、当該生徒のスムーズな学校復帰や定期的な面接指導などを実施している。                                                                              |

◎ チェックした結果により、現状の見直しや改善に生かしてください。

(「高等学校における生徒への懲戒の運用に関する調査結果」並びに「生徒懲戒の適切な運用に関するチェックリスト」の送付について 平成22年1月14日付け教生指第707号 より)

## 4 懲戒と体罰の区別について

※ 平成25年3月13日付24文科初第1269号「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」【別紙】学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例)

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体的な事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

### (1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

#### ○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかつたため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

#### ○ 被害者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

### (2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。

- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

## (3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
  - ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
  - ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
  - ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
  - ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつぱを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
  - ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

## 5 学校と警察署との連絡等に関する協定書

### 学校と警察署との連絡等に関する協定書

少年非行は、凶悪・粗暴化、広域化、集団化、低年齢化が年ごとに顕著となり、また、いわゆる出会い系サイトを利用した性非行の多発等児童生徒の事件被害が増大するなど、児童生徒を取り巻く状況は、憂慮すべき現状である。

児童生徒の健全育成については、これまで学校と警察署は連携して対策に取り組んできたところであるが、とりわけ児童生徒の非行・問題行動に対しては、早期発見・早期対応が要請されるところであり、犯罪被害防止についても、学校と警察署との連絡・連携を一層充実させる必要がある。

こうした情勢を踏まえて、埼玉県教育委員会（以下「甲」という。）、さいたま市教育委員会（以下「乙」という。）及び埼玉県警察本部（以下「丙」という。）は、学校と警察署との連絡及び相談（以下「連絡等」という。）に関し、次のとおり協定する。

#### （目的）

第1条 この協定は、児童生徒の健全育成のため、非行・問題行動の防止及び安全確保について、学校と警察署がそれぞれ自らの役割を果たしつつ、相互にその役割を理解し、緊密な連携の下で効果的な対応を図ることを目的とする。

#### （関係機関）

第2条 この協定における関係機関は、次の各号に掲げる機関とする。

- (1) 甲
- (2) 乙
- (3) 丙
- (4) 埼玉県立の中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校並びにさいたま市立の小学校、中学校、高等学校及び養護学校（この協定において「学校」という。）
- (5) 埼玉県内の各警察署（この協定において「警察署」という。）

#### （関係機関の役割）

第3条 学校と警察署は、個々の非行・問題行動に関し、必要な情報の連絡等を行うものとする。

2 学校と警察署は、非行・問題行動に関し、必要に応じ協力して対策を講ずるものとする。

3 甲、乙及び丙は、学校と警察署の連携が円滑に行えるよう、それぞれ所管する学校又は警察署に対して、指導・助言を行うものとする。

#### （連絡等の対象事案）

第4条 この協定に基づく連絡等の対象事案は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ掲げる事案とする。

##### （1）警察署から学校への連絡等

- ア 逮捕事案及び身柄付きで通告した触法事案
- イ 前記アに該当する事案以外の事案で、警察署長が継続的な対応を必要と認める次のいずれかに該当するもの
  - (ア) 原因、動機が学校、交友関係にある事案
  - (イ) 児童生徒に被害が及ぶおそれのある事案
  - (ウ) 集団で非行・問題行動を起こした事案
  - (エ) 薬物等の乱用事案
  - (オ) 不良行為を繰り返すなど、虞犯性が強い事案
  - (カ) 不良行為少年として補導された者について、特に学校へ連絡が必要と認め

## る事案

## (2) 学校から警察署への連絡等

ア 児童生徒の非行・問題行動及びこれらによる被害の未然防止のため、校長が警察署との連携を必要と認める事案

イ 学校内外における児童生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、校長が警察署との連携を必要と認める事案

## (連絡等の内容)

第5条 この協定に基づく連絡等の内容は、事案に係る児童生徒の氏名、事案の概要など、校長又は警察署長が必要と認める事項とする。

## (連絡等の方法)

第6条 連絡等については、次の各時に掲げるところにより、連絡責任者及び連絡担当者を定めるものとする。

(1) 学校にあっては、連絡責任者は校長、連絡担当者は校長の指定する者

(2) 警察署にあっては、連絡責任者は警察署長、連絡担当者は警察署長の指定する者

2 連絡等は、面接又は電話により行うものとする。

## (適正な情報管理)

第7条 連絡等に際しては、児童生徒の健全育成及び個人情報保護の観点から、次の各号に掲げることに配慮するものとする。

(1) 連絡等の内容について、秘密保持の徹底に努めること。

(2) 連絡等の内容の正確を期すること。

(3) 対象事案に關係した児童生徒の対応に当たっては、本協定の趣旨や目的を踏まえ、連絡等の内容を適正に反映させること。

## (協議)

第8条 本協定の円滑な実施のため必要があるときは、甲、乙及び丙は協議して所要の措置を講ずるものとする。

## (経費の負担)

第9条 本協定の実施に係る費用は、第2条各号に掲げる関係機関がそれぞれ負担するものとする。

## (施行日等)

第10条 この協定は、平成16年2月1日から施行する。



## 参考文献一覧

<全般的に参考としたもの>

- 生徒指導提要 (文部科学省)
- 生徒指導リーフ (国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター)

<いじめ防止について>

- 学校現場で役立つ いじめ防止対策の要点  
(鳴門教育大学いじめ防止支援機構)
- いじめ対応研修テキスト いじめ対応の手引 (宮城県教育委員会)
- いじめ問題対策マニュアル 平成22年度版 (群馬県教育委員会)
- 「いじめゼロ」へ！ 千葉県版教職員向けいじめ防止指導資料集 (千葉県教育委員会)
- 学校問題解決のための手引～保護者との対話を活かすために～ (東京都教育委員会)
- 学校のいじめ初期対応のポイント (神奈川県教育委員会)

<自殺防止について>

- 教師が知っておきたい子どもの自殺予防 (文部科学省)
- 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き (文部科学省)
- 子供に伝えたい自殺予防 学校における自殺予防教育導入の手引 (文部科学省)
- 自傷・自殺のことがわかる本 (松本俊彦 監修)
- 自傷・自殺する子どもたち (松本俊彦 著)
- もしも「死にたい」と言わされたら (松本俊彦 著)
- 中高生の自殺予防に向けたこころサポートハンドブック (神奈川県教育委員会)
- 生徒指導研修資料 Vol.1 (新潟県教育委員会)
- SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料 (東京都教育委員会)

<暴力行為防止について>

- 生徒指導マニュアル―学校における積極的な生徒指導の推進と問題行動等への適切な対応のために― (福島県教育委員会)
- 生徒指導対応ハンドブック～暴力行為・不登校を中心として～  
(岡山県教育庁指導課生徒指導推進室)
- 中学校における暴力行為事象への指導事例集～組織的な対応をするために～  
(奈良県教育委員会)
- 生徒指導ハンドブック～豊かな心を育むために～ (高知県教育委員会)
- 問題行動等対応マニュアル～児童生徒・保護者との信頼関係の一層の構築をめざして～  
(山口県教育委員会)
- 東松山市地内発生の少年死亡事件に係る報告書  
(埼玉県教育委員会・川越市教育委員会・東松山市教育委員会合同検証委員会)

おわりに

本ハンドブック「I's 2019」は、「いじめ対応ハンドブックI's」、「生徒指導ハンドブックNew I's」の精神を受け継ぎ、いじめ防止対策推進法の制定や自殺対策基本法の改正等の動向を踏まえてアップデートしたものです。生徒指導の方策検討委員会は、学校現場の方、心理や福祉の専門家の方などにも参加していただいたため、委員会での議論は活発で、多くの建設的な意見によって、本ハンドブックは現在の形にまで練り上げられました。前書同様に、埼玉県のすべての教職員の座右の書として活用されることを真に期待しています。

平成31年3月

生徒指導の方策検討委員会委員長

埼玉大学教育学部 教授 澤崎 俊之

#### 生徒指導の方策検討委員会

|     |                     |       |
|-----|---------------------|-------|
| 委員長 | 埼玉大学教育学部 教授         | 澤崎 俊之 |
| 委 員 | 埼玉県スクールカウンセラー       | 竹中麻理子 |
| 委 員 | 埼玉県スクールソーシャルワーカー指導員 | 吉永 恵子 |
| 委 員 | 三郷市立丹後小学校 教頭        | 加藤真理子 |
| 委 員 | 深谷市立南中学校 主幹教諭       | 小暮 裕明 |
| 委 員 | 県立豊岡高等学校 教諭         | 黒田 哲  |
| 委 員 | 県立羽生ふじ高等学園 教諭       | 佐藤 一丘 |
| 委 員 | 県立川口北高等学校 養護教諭      | 石川美和子 |
| 委 員 | 県立総合教育センター 指導主事     | 山内 哲也 |
| 委 員 | 県立総合教育センター 指導主事     | 伊藤 茂樹 |
| 委 員 | 南部教育事務所 指導主事        | 小野 大雄 |
| 委 員 | 西部教育事務所 指導主事        | 北村 聰  |
| 委 員 | 北部教育事務所 指導主事        | 酒井 春昭 |
| 委 員 | 東部教育事務所 指導主事        | 須永 清司 |

I's2019 ~いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック~

平成31年3月発行

埼玉県教育局県立学校部生徒指導課



Kobaton

Saitamatch